

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成16年9月22日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 6時05分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、成田副委員長、若見・大島・吹田・斎藤(博)・ 中畑・高橋 各委員		
説 明 員	市民部長、福祉部長、保健所長、環境部長、小樽病院事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要～

委員長

会議に先立ちまして、7月1日付けで人事異動がございましたので、理事者の紹介をお願いします。

福祉部長

今、委員長からお話ございました7月1日にこども発達支援センターが教育委員会庁舎1階にオープンしてございます。同日付けの人事異動により所長に中島眞一がなっております。当委員会として初めての出席になりますので、紹介をさせていただきます。

(福祉)こども発達支援センター所長

こども発達支援センター所長ということで拝命いたしました中島と申します。よろしくお願いたします。

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、吹田委員、高橋委員をご指名いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

まず、台風18号の被害状況について、各部から順次、報告願います。

市民部次長

それでは、市民部所管施設にかかわる被災状況につきまして、報告申し上げます。

市民部所管の15施設中14施設において、78件の被災がございました。内訳は9か所の墓地で43件の倒木と墓石の転倒、損壊など8件がございました。また、施設内での倒木、枝折れや窓ガラス、車庫のシャッター等の破損、屋根がわら、トタンのはく離など14施設で25件、そのほか2施設で停電となりました。なお、倒木の撤去、窓ガラスの修復は既に終了しており、また、車庫のシャッター、屋根がわら、トタンなどにつきましても、業者発注を済ませ、順次修復を進めております。

福祉部次長

福祉部所管の台風18号の被害状況について報告いたします。

一番大きかったのは、銭函保育所の乳児室のトタンはく離でございます。それ以外は、ガラスの破損、雨漏り、倒木等で合計10施設で被害を受けました。しかし、銭函保育所以外は修繕又は自力で対応できるものでありましたが、全体の被害金額については、まだ積算されておられません。

保健所次長

保健所所管の施設の被害状況を報告いたします。

旧伝染病隔離病棟、これは第二病院の倉庫として利用しているものですが、トタンぶきの屋根が1,000平方メートルのうち500平方メートルがはく離しております。復旧費用は、250万円程度と試算しております。それから、正面玄関の外壁の3階、4階の部分のモルタルが一部はく落ちました。約2平方メートルでございます。

(環境)管理課長

環境部所管の被害状況を報告いたします。

主なものといたしましては、廃棄物事業所車庫シャッターの主柱が破損しまして、あわせて電動部が不作動となっております。現在、この修繕の見積り中でございます。おおよそ40万円程度かかるとおられるところでございます。業者が忙しい状態でございますけれども、早急に修繕いたしたいと考えております。また、産業廃棄物最終処分場管理棟のプレハブ壁面パネル6枚が破損いたしまして、これにつきましても、修理済みでございます。これの分はおおよそ17万4,000円ほどかかっております。

(樽病)総務課長

市立小樽病院の被害について報告いたします。

住吉神社よりの病棟、D棟屋上棟屋のかさ木及び同水槽室の焼きものが一部はく離、落下破損いたしました。ボイラー室、煙突のモルタルの一部はく離、落下し、ボイラー室の屋根の一部を破損いたしました。病院向かいにあります旧高等看護学院宿舎屋上のかさ木が一部落下し、破損いたしました。幸いに患者、職員ともにけが等はございませんでした。

(二病)事務局次長

先ほど保健所次長から報告がございましたように、一番大きな被害は旧伝染病棟のトタン屋根が飛散したということでございます。それから、一般病棟屋上の防水シートの一部が飛散いたしました。それから、医師公宅の玄関フードが破損いたしました。それから、大きな倒木なのですが、20本ほどございまして、窓をふさいだり、架線に引っかかって一部切断のおそれがありましたので、これについてはもう復旧してございます。それから、被害関係で搬送された患者数が4名ということで、入院された方はお一人でございましたけれども、皆さん軽傷ということです。

委員長

それでは、福祉部子育て支援課長から、項目ごとに順次、報告願います。

「小樽市次世代育成支援に関するニーズ調査の自由記載欄の集計結果について」

「小樽市児童育成計画エンゼルプランの中間点検について」

「小樽市中央保育所の社会福祉法人小樽四ツ葉学園への移譲について」

(福祉)子育て支援課長

初めに、小樽市次世代育成支援に関するニーズ調査自由記載欄の集計結果について、報告いたします。

ニーズ調査結果の集計は、さきの第2回定例会厚生常任委員会で報告しておりますが、アンケートの問30は行政に対する要望など、自由記載欄であったため、集計に時間を要し、未提出でありました。このたび、その集計がまとまりましたので、追加分資料1として提出いたします。なお、集計は就学前児童、小学生それぞれでまとめております。

次に、小樽市児童育成計画エンゼルプランの中間点検について報告いたします。

エンゼルプランは、平成11年度から20年度まで10年間を計画期間とし、子どもを安心して産み育てる環境づくりを目的に策定したものであります。昨年度で計画期間の前期5年間が終了したこと、また、作業を進めております子育て支援地域行動計画を策定するに当たり、エンゼルプランの中間点検を行ったところであります。提出しております資料は、本表資料4にエンゼルプラン第6章の推進施策と推進事業の各項目を記載し、右側の欄に平成11年度から15年度まで5年間に取り組んだ事業の実施状況を記入したものであります。なお、記入項目の多いものにつきましては、別表資料2の、別紙資料2のとして提出しております。

続きまして、小樽市中央保育所の社会福祉法人小樽四ツ葉学園への移譲について報告いたします。

小樽市中央保育所は小樽市が設置し、社会福祉法人小樽四ツ葉学園が運営する公設民営保育所として、昭和57年4月1日に開設いたしました。当保育所は市内初の障害児受入れ保育所として、定員100名で開設いたしましたが、その後の保育事業により、平成12年10月から定員を110名とし、現在に至っております。

移譲検討の背景について申し上げます。四ツ葉学園による運営は、昭和57年度以降22年を経過しておりますが、この間、通常保育業務はもとより、障害児保育、ゼロ歳児保育、延長保育など、特別保育事業も実施し、保育所運営の経験や実績は他の民間保育所同様、じゅうぶんに積んでおります。規制緩和が進められる中、全国的にも公立保育所の民営化は積極的に進められており、民間による特色ある保育所運営や利用者ニーズへの迅速な対応など、柔軟な運営が求められております。また、移譲後も認可保育所であることに変わりはなく、入所や保育料の決定は

市が行うため、利用者の公平性は確保され、保育内容や職員体制に変更もなく、現行利用者への影響は少ないものと考えております。

次に、保育所運営費など財政面についてであります。現行の業務委託の運営費は、委託料として支出しておりますが、移譲後は他の民間保育所同様、運営費負担金となります。しかし、双方とも保育単価と入所児童数により積算いたしますので、運営費支出額については変更はございません。また、財政効果についてであります。中央保育所を含む公立保育所は、本年度より国の運営費が一般財源化となりましたが、民間保育所は現状において、国及び道の負担金対応となっており、移譲することにより、中央保育所も負担金の対応となります。さらに、給与改善費やゼロ歳児保育事業費など、公立では国や道の補助対象とはなりません。移譲後は民間となりますので、補助対象となり、一定の財政効果が見込めるものと考えております。移譲に当たっての土地、建物につきましては、今後法人との協議になりますが、現状では土地は無償貸付け、建物等は無償譲渡と考えております。

最後に、今後の予定スケジュールであります。第3回定例会以降、四ツ葉学園、利用者、北海道など関係者との協議に入り、第4回定例会に小樽市児童福祉条例の一部改正案、不動産等の譲与議案を提出し、移譲時期は平成17年度当初を予定しております。

委員長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

(環境)管理課長

平成16年6月21日開催の厚生常任委員会以降の北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について報告いたします。

初めに、北しりべし廃棄物処理広域連合議会は第2回臨時会が7月23日に開催され、建設用地を小樽市から取得する議案と岐阜県可児市への議員の派遣議案が可決されております。

土地の取得については、8月16日、市と北しりべし廃棄物処理広域連合の間で土地売買契約を締結いたしました。また、報告といたしまして、日立造船株式会社から北しりべし廃棄物処理広域連合へ提出された3か年の工事工程の概要が報告されております。工事工程の概要についてであります。平成16年度の事業といたしましては、主に敷地内の建築物配置、建物内機器配置計画などの施設全体の設計を行い、基本設計は8月中に、実施設計は12月末までをめどに行うこととしております。

なお、建設に必要な諸官庁への届出関係であります。敷地造成に係る宅地造成等規制法に基づく許可申請を9月14日に提出し、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に基づく大規模建築物等の協議書は本日届出がありました。また、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理施設の設置の届出も本日受理しております。

敷地の造成工事は2か年事業を予定し、宅地造成等規制法の許可と廃棄物処理法の所定の手続が完了次第、着工いたします。本年度事業といたしましては、くい打ち工事を11月初めに着工する予定であり、12月から翌年3月までの冬期間はプラント機器の工場製作を行い、他の工事は休止することとしております。平成17年度は4月から7月までの基礎工事の後、鉄骨の組立てに入るとともに、プラント機器の一部据付けを行います。平成18年度は、付帯設備、電気設備、内部仕上げなど建物の中の工事に入り、11月には試運転が開始できるとしてあります。また、平成18年4月からは分離発注工事である車庫や計量棟などの附属棟の工事に入りますが、10月ころには完成、完了する予定とし、外構工事についても降雪期までに完了するとしてあります。

次に、日立造船製の灰溶融炉の事故についてであります。

平成16年7月9日午前0時25分ごろ、静岡市沼上清掃工場の灰溶融施設で事故が発生いたしました。事故の概要としましては、炉の壁に穴があき、炉のスラグ、メタルが外部に漏れ出し、冷却水と接触し、水蒸気爆発が起きるとともに、ゴム製のコンベヤベルトに接触し火災が発生し、炉の一部と周辺の配管と電気配線及びコンベヤ等の一部が損傷したとのことあります。

北しりべし廃棄物処理広域連合は、建築予定の溶融炉が静岡市と同じ型式であることから、これを重大な問題ととらえ、8月3日付けで日立造船に対して事故原因を解明し、その改善や安全策が示されなければ、工事着手を認めない旨申し入れたところであります。日立造船からは、9月14日に北しりべし廃棄物処理広域連合に対し、静岡市の溶融炉の事故原因である炉の設計と炉内耐火材、耐火物検寸と温度を測定する温度センサーの位置、運転管理上の問題点、さらにはその改善策と復旧工事予定の報告の提出がありました。北しりべし廃棄物処理広域連合としては、この時点で前処理の問題点などについて質問し、その回答を早急に提出するよう求めております。

北しりべし廃棄物処理広域連合では、建物内の溶融炉設備のために必要とする面積をじゅうぶんに確保しておりますが、設備の配置や前処理工程の設計協議については、現在中断していると聞いております。

北しりべし廃棄物処理広域連合の今後の対応としましては、日立造船の報告内容を関係6市町村に説明するとともに、10月25日開催予定の北しりべし廃棄物処理広域連合議会第2回定例会に報告するとしております。また、事故原因に対する改善策が北しりべし廃棄物処理広域連合の溶融炉にどう反映されるかが最も重要でありますので、全国都市清掃会議や日本環境衛生センターの判断を求めて、施設の安全性、安定性を図る考えであるとのことあります。

市としましては、北しりべし廃棄物処理広域連合議会後に開催される直近の厚生常任委員会で日立造船の報告内容と、これに係る事務執行状況を報告いたしたいと考えております。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、質問の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブの順といたします。

共産党。

若見委員

早速、質問に入らせていただきます。

専任手話通訳士増員について

障害者権利条約が国連の特別委員会というところで、今審議されているそうです。2004年8月25日の読売新聞でこの記事を見たのですが、重度聴覚障害者は、今、国際的な共通の願いとして、手話を言語とし提起することに関心を集中しております。手話が身振りとは区別され、言語などは理論的に明解であるうんぬんと続いていく文書でした。

それにかかわってですけれども、まず専任手話通訳士の増員を求める立場で質問をいたします。まず、この資料要求をしたところなのですけれども、依頼件数に対して派遣数が合わないところがありますが、資料の説明を冒頭お願いいたします。

(福祉)地域福祉課長

資料提出させていただきました年度別手話通訳依頼件数、派遣数の説明ですけれども、11年度から15年度まで依頼件数、派遣件数ということで記載してございます。例えば平成15年でありまして、手話通訳を依頼された件数、すべてそれに応じているということですが、15年度で271件ございました。それに対しまして、登録員あるいは専任通訳者を派遣しますけれども、そのトータルが、要するに派遣数というのは通訳者の人数というふうに考えていただきまして、271件の依頼に対して1人に対応した、あるいは専任通訳者、登録通訳者、2人に対応したケースも相当ありまして、したがって依頼件数と派遣数の差という形でまとめております。

若見委員

この資料の中には、新規の数だけではなくて、繰り返し依頼してくる数もそういう点では含まれているのでしょうか。

(福祉)地域福祉課長

何回も繰り返して依頼があるのかということだと思いますが、当然といえますか、そういう方もございます。例えば、先月いらっしゃいまして対応すると。それに対する例えば病院に通院しまして、医者の方の診断の結果を聞くと。そしてまた来月来なさいとかということで、また来月行くというようなそういうお客さんもいらっしゃいます。ですから、そういう方も含まれての数値ということで理解しています。

若見委員

依頼されている方の年齢構成はどのようになっていますか。

(福祉)地域福祉課長

聴覚障害ということで身体障害者手帳をお持ちになっている方が、現在580人程度いらっしゃいます。そのうち、恐らく確たる資料はないのですが、1級、2級、3級ぐらいまでの方が手話をやる方だろうというふうに推測されるのですが、そういう方は約240人いらっしゃいます。ですから、4級、5級、6級の方は、恐らく手話は必要ないだろうということでございます。それで、3級以上の方といえますか、240人と申し上げましたけれども、そのうち業務している中では100人から150人ぐらいが手話をやる方だといえますか、手話が通じる方というふうに押さえております。

それで、聴覚障害者の方の年齢というのは、個別に調べてはおりませんが、身体障害者のトータルがだいたい7,400人ぐらいなのです。そのうち、約3分の2ぐらいの方が65歳以上の方なものですから、聴覚障害者についても恐らく3分の2以上の方が65歳以上だろうというふうに思われます。

若見委員

登録手話通訳士の数をお聞かせください。

(福祉)地域福祉課長

この資料にもございますように、登録されている手話通訳者、それから職員である専任手話通訳士1人ということでありますが、お尋ねの登録員につきましては、若干変動ありますが、現在は27名おります。

若見委員

この資料を見ていると、専任手話通訳士の稼働が年々増加しているように思われます。そして最も多い種別は、生命・健康となっておりますが、これは病院へ行くというような受診援助という考え方でよろしいのでしょうか。

(福祉)地域福祉課長

委員がおっしゃいましたとおり、平成11年度からの事業ですけれども、11年度は専任通訳士は55件対応しておりました。それが15年度では167件ということで、年々増えてきておりまして、充実しております。そのうちのその業務の内訳ですが、ごらんのとおり生命・健康関係ということですので、おっしゃいますように、先ほど私が例えで言いました通院していて、医者の方の定期的な通院の診断結果を受けるとか、そういう依頼が多いというふうに押さえております。

若見委員

ちょっと話が飛ぶようなのですが、時間単位の契約ではなくて、その方の依頼事項が済むまで一緒にいなければいけないという認識でよろしいでしょうか。

(福祉)地域福祉課長

私は手話はできないのですが、手話をしますと、通常の業務より疲れるというふうによく言いまして、たいへん体力を使う仕事でございます。ですから、この手話通訳士の派遣につきましては、要綱に基づきまして実施しているわけですが、登録員の方には、その要綱の中で1時間1,000円という報酬をお支払いしまして、なおかつ疲れるという部分がありますので、3時間以内ということで、3時間を超えたら交代するといえますか、そういう形で派遣をしております。そうしまして、1回で済まないということも当然ありまして、先ほどありました継

続をすることもございますので、その依頼内容の種類も含めて、1回で終わるか、あるいは何回も、何年も続けるというようなケースもございます。

若見委員

もしも、この生命・健康という部分が受診援助と限ったとしたら、1人当たり本当に時間がかかると思うのです。生命・健康の方で単純に割り返して例えたとしたら、平成15年度の派遣数118人を12か月で割り返して、1か月およそ10人、専任通訳士は1人で93人ということですから、1か月およそ8人も対応しております。そのほかの項目も含めると、1か月に1人の通訳士が14人の対応をしていることになりませんが、この数字を多いと見るか少ないと見るかなのですが、事務処理を含め大変な仕事量と考えますが、このあたりの認識はいかがでしょうか。

(福祉)地域福祉課長

おっしゃいますように15年度は専任通訳士が生命・健康だけ見ますと、93件ということで全体の8割ぐらいを占めているということです。これは一般的には登録通訳士よりも市職員である専任通訳士というのは、技術にもたけているといえますか、上手だということとして、医者との診断内容を間違えますと、お互いに誤解を生じますと大変なことになりますので、基本的には職員を派遣するといえますか、上手な人を出すと、そういうことになりまして、その結果が生命・健康、これが病院関係だとしますと、結果として専任通訳士が行った方がいいだろうという判断の下に行っているということになると思います。

それから、多いか少ないかということですが、実は平成14年度から専任の嘱託職員ですけれども、手話通訳士ということで配置しておりまして、13年度までは形としては正職員配置ということになっておりましたけれども、実態としてはその正職員はほかの身体障害者関係の業務を兼ねておりまして、兼ねているというよりも、そちらの方がウエートを置かなければならないという職場の状況でしたので、正職員でありながら、手話をやる時間というのは、全体の2割とか3割ということでした。それが、現行で嘱託職員になりまして、その職員は100パーセント専任してこれに当たれるものですから、そういった意味では充実してきているというふうに考えております。

若見委員

聴覚障害者が医療機関で受診した際に、これだけ稼働されたにしても、手話通訳が間に合わないということで不便を感じている聴覚障害者に聞きました。私も医療現場で聴覚障害者の方が通訳士の方と見えて、半日近く時間がかかった経験もあります。市立病院調査特別委員会でも院内に手話通訳士を配置してほしいと求めているところですが、通訳士の方とたまたま医療機関でお会いし、お話を聞いたこともありました。休憩時間に食い込みながら働いている様子がうかがえたのですが、登録手話通訳士に頼らず、専任手話通訳士を増員してほしいと思うのですけれども、少なくとも平成11年度の年間合計55件から平成15年167名に大きく依頼件数が増えているわけですから、専任手話通訳士を増員してほしいと強く願いますが、お考えをお聞かせください。

(福祉)地域福祉課長

専任通訳者を増やしてほしいということですが、確かにこの資料を見てのとおり、専任通訳士の稼働率というのは高まって、きている状況でございます。病院の例もございましたけれども、他都市の二、三年前の資料なのですが、調べてみますと、岩見沢市と釧路市が正職員を配置しておりまして、小樽市は嘱託職員ですけれども、対応しているという実態はございますが、そのほかの都市におきましては、嘱託職員であり、なおかつ非常勤職員というのが圧倒的に多いという形でございます。ですから、超先進地に比べますとどうかという議論もあるかと思いますが、全道の主要都市の中では小樽市の体制というのは、先ほども言いましたが、充実してきているというふうに思います。ただ、これから聴覚障害者も増え、手話通訳士依頼件数も圧倒的に増えるという状況がありましたら、考えていかなければならないことだとは思いますが、現状の依頼件数の状況からしますと、今の体制でじゅうぶん対応していけるのではないかなというふうに思います。

若見委員

小樽市も高齢化してきており、手話も世代が関与してくるところもあると思われます。そのあたりを言うならば相談員が穴埋めをされながら仕事をされているというふうに思うのですが、ゆとりを持った対応ができるように増員を求めてこの項の質問を終わります。

緊急通報システムについて

次に、緊急通報システムについてお尋ねいたします。

緊急通報システムについて、まず初めに説明をお願いいたします。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

まず、緊急通報システムの内容でございますけれども、対象者とかそういうものも含めて説明させていただきましても、市内に居住のおおむね65歳以上の独居の高齢者あるいは高齢者のみの世帯で前年の市民税所得割非課税世帯の方で、なおかつ心臓疾患とか高血圧等の慢性疾患をお持ちの方、そういった方で日常生活上、常時注意を要するというような状態にある方を対象に、緊急通報システムという機器を設置いたしまして、例えば健康状態、ぐあいが悪くなったと、例えば救急車を呼んでほしいといった場合に、その通報装置を押していただくと、委託先の会社の方で救急車を手配するとか、そういった緊急時の適切な対応をする事業内容ということでございます。

若見委員

現在、緊急通報システムを利用されている人の数は、どのようになっているのでしょうか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

15年度末で349件という状況になっております。

若見委員

それでは、緊急通報システムの電池などのメンテナンスは、どのようになっているのかをお聞かせください。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

メンテナンスに関しましては、一応定期的に1年に1回通報装置が正常に作動するようにメンテナンスを行っておりますけれども、その中で電池の関係につきましては、ちょっと幅がありますけれども、3年から5年の間で消耗頻度を見ながら、電池交換等々を実施しているという状況になっています。

若見委員

個人負担となるものがあれば、どんなものがあるのでしょうか。個人負担するとしたら、これは生命にかかわるものですから、小樽市でしっかりと負担をするべきと考えますが、いかがお考えですか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

まず、本人の負担といたしましては、緊急時に通報したときの通話料とか、あと機器本体の電気料、それから例えば引っ越しされる場合に機器を移設しなければなりませんので、そういった移設する場合の費用につきましては、本人負担ということになります。それから、この辺の負担につきましては、本人にご負担いただく、かなりというか、相当な額ということではなくて、ある程度負担いただける範囲ではないかなと考えてございます。

若見委員

先ほど言った3年から5年ぐらいの間の電池の交換というものには、個人負担はないということですね。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

電池交換につきましても、先ほど申し上げましたように、定期的なメンテナンスの中で市の方で対応してございますので、その部分についての本人負担はございません。

若見委員

この項、最後ですが、対象者の枠の拡大についてですけれども、例えば精神障害者とか知的障害者と同居の方がいると思うのですが、現行で言えば、対象外です。ぜひ、この辺も検討して拡大してほしいと思いますが、いか

がお考えでしょうか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

このシステムも年々かなり対象者が増加しまして、設置部分も年々増加しているという状況がございますので、現状のところは対象者の範囲を拡大するというのは、非常に難しいと考えてございます。

若見委員

保育料の値上げについて

引き続き、保育料について質問いたします。

保育料の値上げにかかわってですけれども、保育料の値上げについて保育所には保護者の会があると思われませんが、保護者にしっかりと事前に説明しなかった理由は何でしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

保育料の改正につきましては、昨年の第4回定例会で議会でもご議論をいただきました。規則改正は昨年の12月29日に公布しております。その後1月当初から直ちに新年度の申込作業に入らなければならないという、そういった状況もございまして、12月30日に改定の内容あるいは改定額について小樽市のホームページに掲載し、また、16年1月1日の市の広報にもその内容について掲載をしているところでございます。また、年明けから始まりました新規の入所申込者に対しては、すべて子どもの窓口に来ていただくという形になっておりますので、その都度リーフレットのようなものを作成いたしまして、お渡しをする。また、現状の在園者の方々につきましても、1月上旬にそれぞれ施設を通じて、保護者の方にはお渡しをするというような形で、その周知あるいは改定の理由について話をし、ご理解を得たものというふうに考えております。

若見委員

私が聞きたいのは、少なからず保護者には説明会を開くことができたはずだということなのです。保育料の値上げはこの数年間にわたっての大きな取組である。それにもかかわらず、どうして丁寧に説明をしなかったのかという理由なのですが、いかがでしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

保育料の値上げ、そのものというものの自体が、引上げの関係、保護者の方々に負担をお願いするという関係でございまして。その内容からしますと、子どもとしては、平成元年以降15年間上げてこなかったということも含めまして、今回改定するに至った経緯についてご理解をいただくという形で、先ほど申し上げました手だてをとってきたということでご理解をいただきたいと思っております。

若見委員

それでは、視点を変えまして、保育料の滞納はどの段階に一番大きく、保育料改定後どのように納付されていますか、お聞かせください。

(福祉) 子育て支援課長

まず、最初のご質問なのですが、それぞれ階層ごとの集計はとっていないといいますが、そういうプログラムにしておきませんので、その部分については、現状ではお答えできません。

それから、収納の状況ですが、平成15年度の8月末と平成16年度の8月末とで比較しますと、総額での収納率については、15年度が86.4パーセント、16年度が88.6パーセント、2パーセントちょっと15年度と比べて収納率が上がっているという、そういった実態になっております。

(福祉) 地域福祉課長

繰越しになった部分のご質問もありましたけれども、滞納になった部分の保育料につきましては、子育て支援課から引き継ぎまして、地域福祉課で対応するということになっております。それで、滞納の取立てと申しますが、納めていただく滞納額についての処理ですけれども、今、納付に導くための専門の嘱託職員が一人おりまして、そ

のほかに職員が一部手伝っている部分がございますけれども、庁内的に歳入を上げるということもございまして、税外収入の対策ということも言われている中、福祉部としては、管理職によります夜間催告ということも含めて今年度さらに力を入れて、滞納をなるべく解消したいということで動き始めております。

若見委員

保育料の値上げというのは、本当に生活を大きく圧迫するのだなということ、私みずから実感しているところ、本当に厳しいスライド式の引上げだと思っておりますけれども、ただ催促されるだけでなく、滞納対策を今お話のようにされているということのお示しもありましたけれども、ぜひ今後とも取組の強化と保育料の値上げのスライド式をどこかでストップさせられるように、検討を重ねていただきたいというふうに思います。

次の項に移ります。

ふれあいパスについて

ふれあいパスについてお尋ねいたします。

100円かかるようになって、外出の頻度が減ったという声を聞く一方、病院受診などやむをえなくバスを利用している方もいるということです。乗車時の100円の自己負担ですが、つえをつきながら100円玉を持ってたいへん不便であるという声を聞きます。バスカードがあるのですけれども、お年寄りには利用に抵抗を感じている方も少なくありません。従来どおりの制度に戻すことを強く求めます。対策も含め、お答えください。

(福祉)高齡・福祉医療課長

まず、100円負担ということで、ふれあいパスを提示しながら100円の現金を出すというのがたいへん不便だと、あるいはまたバスカードが不便だというふうな声は聞いてございます。私どもといたしましても、とりあえずバスカードあるいは回数券という要望もあることから、その部分についてはバス会社の方に申入れをしているところでございます。それから、あと従来の無料に戻せないかということなのですけれども、これにつきましては、現状としては皆さんに今100円をご負担いただいている部分すべてを市が負担するという形になりますので、それについては非常に難しいと考えてございます。

若見委員

難しいと言わずに、強く頑張ってほしいところなのですけれども、この乗車時に100円の自己負担ということですが、一定の期間を待ってアンケート調査など実態調査をする予定があれば教えてください。

(福祉)高齡・福祉医療課長

今のところアンケート調査の部分については調査する予定はございませんけれども、バス事業者が4月から9月まで実態調査をやってございますので、それに合わせて市の方も全部調査はできませんので、抽出調査ということで調査をしてございますので、この結果についてはまとも次第、報告していきたいと思っています。

若見委員

ごみの不法投棄について

ごみの不法投棄について質問したいと思います。

桜の銀鱗荘のところウイングベイ小樽側の海側に向かってささやぶがあるのですが、大型のごみがよく捨てられるのです。銀鱗荘に宿泊してきた方が朝夕散歩するコースにもなっているこの道路なのですけれども、何とかいい対策がとれないかということなのですが、いかがお考えでしょうか。

(環境)管理課長

銀鱗荘の上のところによく大型のごみが捨てられるということなのですけれども、私どもは現在監視パトロールを1台なのですけれども、ライトバンを持ってまして、囑託職員3名ということで、通常としては2人体制で監視パトロールを毎日巡回しているのですけれども、監視パトロールで今後の巡回もあわせてやっていきたいと思うのですけれども、私どもも投棄される場所、およそですけれども、20か所程度市内で投棄されるところがあるもの

ですから、そこを中心に動いているような状態なもので、今そういうお話を伺いましたので、その中にこの箇所も含めて巡回するようにさせていただきたいと思います。

若見委員

よろしく願いいたします。

信号機の設置方について

それでは最後になりますが、陳情にかかわってお尋ねをいたします。

市道築港海岸通線と市道築港2号線の交差点における信号機の設置方についてですが、道路会議での進ちょく状況をお答えください。

(市民)生活安全課長

旧マイカルエネルギー棟横の交差点の信号機設置についてでございますけれども、昨年の第4回定例会以降、企画部と生活安全課が一緒になり、道警本部の交通規制担当の方へ伺って、当該箇所の信号機設置についての諸問題について、いろいろお話を伺いながら検討してきたところなのですけれども、新年度になりまして、庁内の関係課がいが集まって、信号機の設置を含む道路の諸問題について検討する会議が、道路整備会議というのですけれども、4月に立ち上げられまして、その中で当該場所の信号機の設置についても検討を進めてまいりました。その中で、大きな問題点としましては二つございまして、一つは信号機設置に伴う電線の処理をどうするか。埋設にするのか、電柱を立てて空中の架線でいくのかという問題と、それから交差点に面する一つの道路が私有地であったということで、その処理をどうするか、この二つが大きな問題点として整理しなければならない課題がございました。電線の処理につきましては、会議の中では、埋設するに当たりましては、相当な掘り返しを含めて膨大な経費がかかるということと、それからあそこの場所の信号機の設置の緊急性などにかんがみまして、電柱を立てて信号機の場所については空中の架線で行うということで話合いが進められております。

それから、もう一つは、私有地の道路の処理の問題ですけれども、OBCの所有なのですけれども、そこと協議を進めた中で、寄付をしてもらおうということにはなかなかならないということなので、市に道路管理を委託するという形で整理が進められまして、管理道路という位置づけでいこうということになりました。この二つの問題点の整理ができましたので、私どもとしましては、本年7月27日付けで小樽警察署長を経由しまして、道の公安委員会に当該場所の信号機の設置方について要望書を提出したところでございます。

若見委員

公安委員会、北海道に舞台は移されたと考えてよろしいでしょうか。

(市民)生活安全課長

舞台が移されたということでございますけれども、確かに予算は道の予算でございますので、そういうことになるわけですけれども、私どもといたしましても、単に要望書を出したからそれでいいということではなくて、いろいろな機会を通じて、あそこの信号機の設置の緊急性について、各方面に働きかけながら、早期実現に向けて努力してまいりたいというふうに考えてございます。

若見委員

たいへん事故の多い交差点なのですけれども、現在、一部看板が設置されているのです。たいへんお粗末なもので、ここは車の多い道路だから、どこどこを渡ってくださいというものなのですけれども、そのどこどこを渡ってくださいという示す場所がないものですから、そこにガムテープを張って渡ってくださいというふうになっているのです。すごいお粗末なもので、信号機の設置に至るまで、小樽市としても努力をしてほしいと思います。公安委員会での対応がとれるまでの間、小樽市としてはどんな手だてをするのか、お答えください。

(市民)生活安全課長

信号機が設置されるまでの対策ということでございますけれども、なかなか有効な手だてというのがないわけな

のですけれども、昨年ほかの町村でたまたま国富のところで大きな死亡事故がございまして、その箇所は集中的に看板を現在並べて立ててございます。それがなかなか通行するドライバーの目を引くという効果的という声もございましたので、私どもとしましては、今考えておりますのは、当該の場所に20枚程度、かなり枚数を多くして集中的に看板を立てて、スピードを抑えること、それから子どもなど歩行者が飛び出すので危険といったようなことを含めた注意書きの看板を設置するように、現在、検討を進めているところでございます。

若見委員

私は前回有志によって行われた調査結果を示したのですが、小樽市として公式に調査されたものがあれば教えてください。

(市民)生活安全課長

本年3月12日、金曜日なのですけれども、午前11時から12時までの1時間、それから同じ日の午後4時から5時までの1時間、交通量調査を生活安全課で行いました。その結果ですけれども、交差点ですので、いろいろな通行の仕方があるわけですので、総体量として申し上げますと、午前の1時間で車の総体通行量が1,186台、それから歩行者が92人、午後4時から5時までの1時間で車の通行量が1,197台、歩行者が84人ということで、いずれも車も人もたいへん交通量の多い場所というふうに認識をしております。

若見委員

たいへんご苦労さまでした。死亡事故の起きている場所でもありますし、小樽市の精いっぱい努力を求めて、私の質問を終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

吹田委員

まず、市民部の方に質問をしたいと思います。

台風18号の被害調査について

9月13日付けで台風18号の町内会における被害調査ということで進めておりますけれども、この内容につきましてお聞きしたいと思います。

(市民)総合サービスセンター所長

ただいまご質問がございました9月13日付けで台風18号の町内会における被害状況調査ということでお願いをした件でございますけれども、今回この台風18号、市内各地に広範囲な被害をもたらしております。消防はじめ、建設部、市民部をはじめ、関係各部で被害状況の調査を出しておりますが、より広く被害の状況を収集するために、防災担当から町会を通じて被害の状況を把握したい旨の申出がございましたものですから、私どもは各町会長に把握できる範囲の中で被害状況の報告をお願いしたと、こういうような経過でございます。

吹田委員

今、各部の方で被害状況を調査したそうでございますけれども、一番最終的に詳しく出るというのは、この調査になるでしょうか。

(市民)総合サービスセンター所長

防災の担当から私が話を伺ったものでございますけれども、各部、それから町内会等々の調査をすべてつけ合せをいたしまして、最終的な被害状況を把握するのではないかとこのように伺っております。

吹田委員

それでは、市民部としまして、この調査をする基本的な目的は何でしょうか。

(市民)総合サービスセンター 所長

先ほどもお答えしましたように、より広く確かな被害状況を把握するという点と、市民部として所管してごさいます災害見舞金というものがございまして、この資料を使いまして、これの支給に該当するかどうかということの調査をしていきたいと、このように考えてございまして。

吹田委員

その見舞金の支給ということでございましてけれども、この内容につきまして、基準とかそういうものにつきまして、質問したいと思っております。

(市民)総合サービスセンター 所長

これは小樽市災害見舞金支給規則というものがございまして、災害救助法が適用にならない災害り災者に対しまして災害見舞金を支給する制度でございまして。

この災害見舞金の支給対象、それから種類等でございますが、まず、この支給対象といたしましては、生活保護世帯、それから生活保護基準に照らし合わせて生活保護に該当する可能性のある世帯、3番目といたしましては市民税の非課税世帯、このいずれかに該当する世帯というのが支給対象でございまして。

それから、災害見舞金の種類でございましてけれども、これは一つ目といたしましては、り災見舞金、これは住んでいる建物が被害を受けまして、もうとても住めないような状況になってしまったという世帯に支給するものでございまして。それから、2番目に傷い見舞金というのがございまして、これは災害で負傷しまして、医師の診断により入院、通院、自宅療養が1か月以上に及びる者に対しまして支給いたします。また、災害で負傷いたしまして、48時間を経過した後には亡くなられた方のご遺族にも支給いたします。3番目といたしましては、弔慰金というのがございまして、これは災害によって負傷いたしまして、48時間以内に亡くなられたときに、ご遺族に対しまして支給するというものでございまして。災害見舞金の金額につきましては、単身世帯1世帯につきまして5,000円、その他の世帯につきましては1世帯につき1万円と、弔慰金につきましては、1人につき1万円という形になってございまして。

吹田委員

この見舞金の関係でございましてけれども、これについては居住できない状況という話を聞いたのですけれども、これは居住できないということは、例えば持家、それから借家という問題がございましてね。これについては、どのような範囲で考えているのでしょうか。

(市民)総合サービスセンター 所長

持家の場合でございまして、例えば屋根が飛んでしまって、雨漏りがひどく全く住むことができないということで、我々職員が現地を確認、実際に見まして、調査をさせていただきます。また、あと借家、アパート等、そういったところで、例えば屋根が飛んでしまって、とてももう住める状況ではないと。それから、大家から立ち退いてもらえないかと、この建物が使い物にならないので壊してしまうから立ち退いてくれというような状況の世帯に対しましては、これは住めなくなってしまうのではないかと、このような形で私どもは把握をいたしております。

吹田委員

ちょっと細かい話なのですがけれども、例えば持家で住めないという状況が一時的ということも考えられますね。恐らく建物を改修しなければとても無理だという場合、こういうときの一時的なものについては、このような被災の見舞金的なものには対応されるのでしょうか。

(市民)総合サービスセンター 所長

正直申しまして、いろいろな状況があるかと思っておりますけれども、私どもといたしましては、災害に当たりまして被害を受けて一時的ではなく、現在その時点では住めないという方には支給をするということになりますけれども、引き続き住めないような状況の方、また、例えば今は住めなくても、補修して何とかまた戻ってきて住めるような

状況にあっても、やはりその時点では住めない、その災害でもう住めなくなったという状況でございますので、その辺のところは調査に行って、よくお話を伺いながら判断をしてみたいと考えてございます。

吹田委員

各部署等の調整で最終的にやると思うのですけれども、この調査につきまして、だいたいいつごろまでをめどに最終的なものが決まるのでしょうか。

(市民)総合サービスセンター所長

8日に台風18号がありまして、その後、市でできる支援策といいますが、そういった制度なんかもホームページや新聞などで紹介をしております。そういった中で、何らかの被害を受けた世帯につきましては、電話等、また来庁するなどで問い合わせがございました。そういったもので順次私もお話を伺った中で対処をしていっておりますけれども、まだいろいろな状況がわからない方等々がございまして、1日何件かずつ、災害見舞金の関係でも問い合わせ、また申請等が来ております。もう少し時間をかけまして、被害状況の調査をする中で、まだしばらくは時間を置きながら受付をしていきたいと、このように考えてございます。

吹田委員

台風の被害を受けられた方というのは、たいへん全くの考えられないことが起きたという感じでございますので、少しでも温かい手を差し伸べていただければということで、この見舞金のことにつきましては、鋭意努力していただきたいと考えております。

続きまして、環境部の方へ質問を変えたいと思います。

有価物の回収について

今回のいろいろな値上げ等のこともございますけれども、現在、環境部の方では集団資源回収という形で、例えば町会等が活動する部分と、それから実際に環境部の方でこういう有価物等の回収はどのように行われていますでしょうか。

(環境)廃棄物対策課長

市の環境部としての有価物の回収についてでございますけれども、資源物収集品目の中に缶、瓶、ペットボトル、紙パック、蛍光灯がございまして、その中でアルミ缶、スチール缶、それからビール瓶などの生き瓶、それから紙パックが有価物として売払いをしている部分でございます。

吹田委員

今後の資源物の回収にかかわっては、市の方では直接、古紙とか、そういうものについての回収というのは、行われるのでしょうか。

(環境)廃棄物対策課長

来年度より有料化することになりました場合には、古紙について市で収集することになりますけれども、市で資源物として収集して、民間の施設で処理をお願いしてリサイクルに回すという考えでございます。

吹田委員

集団資源回収につきましては、各地域によりましては、回収の回数等が若干違うのではないかと思われるのですけれども、これにかかわって市民の皆さんがそういう有価物を所持しておられる期間というのは、たいへん皆さんあるようでございますので、この辺のことにつきまして、そういった集団資源回収との関係の調整はどのようにされているのでしょうか。

(環境)廃棄物対策課長

集団資源回収と市の資源物収集の関係についてでございますけれども、集団資源回収は町会あるいは自治会が自主的にリサイクルするという、たいへん市にとってありがたいといいますが、たいへん貴重な活動でございますので、市といたしましては、集団資源回収を市民の皆様にご協力いただくといいと思いますが、そちらの方に一生懸命努

力していただいて、その後、集団資源回収でどうしても資源物を排出できない市民の方が、多くいらっしゃると思いますけれども、そういう方々の資源物をごみとしないようにするために、市の資源物の方に出していただくという基本的な考えを持ってございます。

吹田委員

市の方で回収するものの中で、例えばこういう古紙とかそういうものが来た場合に、これはどのようなところに処理を委託するのか、今地域の方では、多くの回収業者が一生懸命回っていて、1軒1軒、1戸ずつという感じでやっていますけれども、そういう面では市の方で集めたものがどのような形のルートで、それを再生されるのでしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

市で回収する予定の古紙につきましては、リサイクル協同組合という回収業者の団体がございます。そちらの組合を通して処理をする考えでございます。それから、回収業者も一生懸命回収しておりますけれども、回収業者は主に集団資源回収の方に努めていただき、また回収業者の団体である組合におきましては、市の資源物の収集についてお願いしたいというふうに考えております。

吹田委員

この資源物、こういうものにつきましては、基本的に市の方での収入として見られると思います。私は、これだけ財政が厳しい折、また、これから実際に焼却炉が始まりますと、ますます大変だという形になりますので、こういう回収したものをいかに市の方に優利な形で金額的に入ってくるかということが、たいへん大事だなと考えております。このことにつきまして、環境部としまして、鋭意努力しまして、そういうところをいかにしたら市の方に収入があるのかということにつきまして進めていただきたいと、こう思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

待機児の解消について

続きまして、福祉部の方にお聞きしたいと思ひますが、待機児の解消ということで、いろいろとご苦労されておりますけれども、昨年と今年の8月程度のことでよしいと思ひますけれども、待機児と入所者のニーズというのはどのくらいあるのでしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

まず、8月現在で14年、15年、16年3年についての比較で申し上げます。まず、14年度については、入所児童数が1,560名、待機児が38名です。それから、15年度につきましては、入所児童数が1,585名、待機が55名です。それから16年度8月につきましては、入所児童1,625名、待機児39名となっております。

吹田委員

待機児につきましては、今年4月の段階で定員を変えたという部分でございますから、当然人数的には減ったのだと思ひますけれども、現在、出生数についてはどんどん減っているのですけれども、これからの保育園を利用する方々の動向といいますか、この辺について増えるのか、又は現状維持なのかということにつきましての分析は、どのようになっていますか。

(福祉) 子育て支援課長

出生率の方は私どもで直接承知はしておりません。ただ、ここ数年見ましても、だいたい九百三、四十名ぐらいの出生数だというふうに聞いております。ただ、入所希望あるいは入所児童数につきましては、先ほども申し上げましたとおり、14年度と15年度を比べて25名増えている。15年度と16年度を比べますと、その8月段階で40名増えているという、そういうような実態になっております。そういった意味からしますと、出生数は減少傾向にあるけれども、保育所に対する入所の希望、入所児童数そのものは、現状においては増加傾向にあるというふうに考えております。

吹田委員

保育所につきましては、まだまだ利用する方々が増える可能性もあるのかなと思います。この待機児解消につきましては、いろいろな方策を考えられて、より進めていただきたいと考えております。

延長保育について

続きまして、延長保育に関してなのですが、延長保育は現在どのような取組をされているのですか。

(福祉)子育て支援課長

小樽市内の保育所の延長保育につきましては、どの保育所も午後7時までということで行っております。現在、民間、公立含めまして、五つの保育所で実施をしております。

吹田委員

今5か所ということでございますけれども、この利用状況的にはどんな感じでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

それぞれの保育所によってそれぞれ状態は違うわけなのですが、この五つの保育所の入所児童、それも8月で申し上げますが、486名が入所しております。そのうち、延長保育を受けたいということで登録している子どもが250名、半分よりちょっとの数の方々が、この延長保育事業の登録をしております。

吹田委員

登録者250名ということでございますけれども、実際的にデータとしては平均で1日何人ぐらい使っていると思いますけれども、この辺につきましては、多いところ、少ないところ、どのぐらいの数の方が使われていますか。

(福祉)子育て支援課長

先ほど申し上げましたとおり、250名の方々がもちろん毎日利用するということではございません。その保護者の方の勤務の状態によって週1回ですとか、週2回ですとか、いろいろなケースがあるかと思っております。平均で申し上げますと、この250名のうち、平均的な1人の方の利用回数というのは4.15回です。要するに、登録しているけれども、1か月に4.15回利用しているというのが平均的な数字です。多いところでは、銭函保育所の7.52回、それから少ないところでは赤岩保育所の2.47回。予想されるのは、銭函保育所の場合、勤め先と銭函保育所の場所が、札幌にお住みの方とかもけっこういらっしゃるものですから、そういった形で毎日通勤のために遅くなるという場合が想定されておりますので、そういったことで銭函保育所は多いのかなというふうに考えております。

吹田委員

延長につきましては、国でもますます必要になるだろうということでは言われておりますので、子育て支援課の方でよくご検討いただきたいなと思います。

保育所の安全管理について

続きまして、保育所の安全管理という問題につきましては、小学校等では完全にかぎをかけるという感じでやっておりますけれども、保育所の関係については現在どのようになっていますか。

(福祉)子育て支援課長

ご承知のとおり、学校とは利用の仕方あるいは実態も違う状況がありますので、かぎをかけてお客さんが来たときだけあけるというような対応には、現実としてはなりません。ただ、各保育所に対しましても、例えば午睡の時間ですとか、そういう時間というのは、ほとんど全部の子どもが園内にいるわけですから、その時間帯についてはかぎをかけるですとか、あるいは厚生労働省の方からも保育所の安全対策についてのマニュアルといったものも来ておりますので、そういった内容も各保育所にお伝えをしているところであります。

吹田委員

この安全につきましては、各機関との連携だということでございますけれども、保育所で例えば警察官の巡回等

についてとかということにつきましては、市の方ではこういう状況を含めて検討はされているのでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

今の体制の中で定期的に警察が巡回するという形にはなっていないのかと思いますけれども、実は昨年私の方と、それから警察の生活安全課の方だったと思うのですが、名前は覚えていないのですけれども、市内にある児童福祉施設がどこにあるのか、それから連絡先はどこなのか。もし何かあった場合、警察からはどういうルートで連絡をしたらいいのかという、その辺の連携といいますか、調整といったものは警察とも進めております。

吹田委員

この部分につきましても、最終的にはそういう警察関係の方が活躍する場所になってしまうかと思うのですけれども、これについても今後もう少し内容を詰めていただきたいなと思っております。

子育て支援センターについて

続きまして、子育て支援センターにつきまして、お聞きしたいと思いますけれども、今子育て支援センターは、げんきと風の子という二つがございますけれども、家庭支援という形でこれは基本的には動いておりますけれども、この中で子育ての相談的な部分が、今回の報告の中にも若干載っていますけれども、この内容につきましてお聞きしたいと思います。どのようなことがございますでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

平成15年度の実績で申し上げますと、五つぐらいの項目に分けて集計をとっております。その中で、多い部分で申し上げますと、例えば子どもが夜泣きするとか、なかなか寝ないですとか、離乳食の関係ですとか、そういったものについては基本的な生活に関するものということでのまとめをしております。15年の実績でいいますと、12件ほどございます。それから、もう一つの項目としましては、子どもがなかなか言葉を発しないですとか、大きくなるらないですとか、そういった発達の関係でご相談に来ているものがまた12件ほどあります。そのほか、育児方法、しつけとか、それからサークル活動はどういうところと話をしたらいいのかとかという子育て関連情報、そういったものについての相談も来ております。年間件数でいいますと、げんきでいえば42件、それから風の子の関係では5件ほど具体的に相談ということで統計をとっております。

吹田委員

この相談の中で、子育て支援センター独自で解決というか、相談になっている部分と、それから例えば保健所だとかそういう関係機関との連携をとってなっている部分というのは、分けられているのでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

この50件ほどの件数のうち何件をそういうふうにしたかということでは、今持っている資料では載っておりません。ただ、先ほども申し上げましたとおり、子どもの離乳食ですとか、栄養とかの関係で、当然保健所には保健師がいるわけですから、そちらの方から適切なアドバイスが必要な場合は、そちらの方につなぐ、あるいは子どもの発達、言葉の遅れとかという問題であれば、発達支援センターの方につなぐという、そういったような対応になるかと思っております。

吹田委員

子育てにかかわっては、今一番問題になっております虐待という問題がございますけれども、こういうのかかわったような相談というのはあったでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

この子育て支援センターそのものに対して虐待について相談に来るという件数は、去年の段階ではございません。一般的には私どもの課ですとか、あるいは市民部の方で所管しております家庭相談員ですとか、そちらの方が虐待という課題になりますと、直接的な窓口になるかなというふうを考えております。

吹田委員

わかりました。どちらにしましても、これから家庭の子育て支援というのは、子育て支援センターが本当に中心になると考えておりますので、ここの充実につきましては、ますます力を入れていただきたいと思います。

成田委員

それでは、質問させていただきます。

医薬分業について

医薬分業の件で、ひとつお伺いしたいと思います。その医薬分業が実施されたのは、いつころからでしょうか。

(保健所)保健総務課長

医薬分業の動向ということでございますけれども、関連法令が医師法なり歯科医師法、法令上関連しておりまして、昭和56年以降に医薬分業が進行されてきたと思っております。

成田委員

現在、医薬分業を実施されている病院と、されていない病院があると思われましてけれども、この状況と、それとされていない率というか、何パーセントぐらいされて、何パーセントされていないのだ、今進行中だというのがありましたらお知らせください。

(保健所)保健総務課長

現在の進ちょく状況でございますけれども、まず全国の数値で平成14年度の数字がまとまっておりますので、報告申し上げます。全国で処方せん枚数でいきますと、平成14年度で5億8,000万台、いわゆる医薬分業値で48.8パーセントでございます。これは5年前、平成10年が30.5パーセントでございますから、18パーセントぐらい増えているということです。全道で申しますと、平成10年が35.9パーセント、そして平成14年が56.3パーセントということで、北海道は全国平均よりも医薬分業が進んでいるということになります。

あと、小樽市内の状況でございますけれども、診療所に関しましては、100以上ございますので、おおむね半分ぐらいがいわゆる院外処方をしているということになるのですけれども、あと医療法でいうところの病院、20床以上のベッドを持っている病院でございますけれども、本日現在で院外処方をしていない病院というのが八つございます。ただ、そのうち10月1日から石橋病院が院外処方になりますし、同じく10月1日付けで小樽脳神経外科が閉院いたしますので、六つになります。六つの病院につきましては、市立病院が二つ、それから精神科の西病院、木下病院、それから小児科の道立小児センターと大倉山学院と、この六つということです。

成田委員

そうすると、ほとんどの20床のベッド数を持っている病院は、院外処方をしているような状況で、総合病院的な病院が自分たちで独自でやっているような状況ですね。そういうような状況に今聞こえたのですけれども、個人病院や診療所程度のところは、50パーセントの院外処方をやっている。20床以上のベッド数を持っているところは、6院が院外処方にしていないという状況ですか。

(保健所)保健総務課長

診療所に関しましては、具体的な統計はございませんけれども、いわゆる調剤薬局1軒で複数の診療所に対応しているところもございますし、だいたい半分ぐらい、全国的にも処方せん枚数の半分ぐらいが院外処方です。あと、20床以上の病院で残っているのは特殊なところ、市立小樽病院、第二病院が特殊かどうかはわかりませんが、精神科で石橋病院が今回やりますけれども、なかなか院外処方で投薬指示がしにくい部分があるのだと思います。その部分と、道立小児センター、これにつきましては重身を持っていたり、小児科の特殊な病院とか、ここは院外処方がしにくいところ、そんなようなところですよ。

成田委員

昭和56年からスタートしてもう23年ぐらいになるのです。これだけ進んでいる中で、まだ取りかかっていない病院が何件かあるということですが、病院の経営実態、この中身はどういうような状況になっているのか、そこまで保健所としては調査しているか。それから今後、この院外処方として進める状況にあるのか、この辺を聞きたいと思います。

(保健所)保健総務課長

いわゆる院外処方をすればいいというものではないと思うのです。服薬指導料とか薬歴管理とかというメリットはありますけれども、逆に服薬指導料をとられるために、院外処方の方が個人負担が多くなる部分がございますし、あるいは二度手間という部分があるのですね。現在ですと、ファクスで処方せんを流していただけるので、薬剤を受け取るのに待ち時間がなくなるという、そういうことはありますけれども、それぞれ病院の経営の内部まで私も立ち入ることはできませんので、当然人件費の問題ですとか、服薬指導を院内でやるのだという病院もあるわけですから、それはその中で進められればいいことだと思います。

成田委員

どうしても、院内で薬を投薬してもらおうと、指導が受けられない状態で薬を受け取るわけなのですけれども、調剤薬局に行って処方してもらおうと、この薬の成分というか、病気の内容まで細かく教えてくれる状況にあるわけなのです。これはやはり患者にとっては、ある程度負担もかかるし、手間もかかるのですけれども、こっちの方が患者として安心して薬を処方してもらえるとという感覚がだんだん増えてきている状況なのです。これからは服薬指導を重点にした医薬分業というか、そういう形のものに進んでいくと思うのですけれども、何か話に聞くところによると、18年度から医者感覚と薬剤師感覚というか、その辺の分業がなおさらに厳しくなるような話を聞いていますけれども、その辺の状況はどのようになっているのでしょうか。

(保健所)保健総務課長

今の医薬分業の中で、医療保険財政とのかかわりの部分もございますので、今、委員がおっしゃいましたように、分業をさらに進めていくというご意見もありますし、ただ現在、例えば医療機関の最新に相当する部分の調剤報酬というのは今減額されていない部分がありますから、そういうところでやはり調剤料が高いという認識があるわけで、そのあたりを簡素化していくことによって、本来の意味の医薬分業が進められていくと考えております。

成田委員

やはりこれからの医薬分業は、きちんと厚生労働省で引き出されている以上は、どんどん進めていくべきだと思いますし、患者中心に考えた場合には、私の考え方というか、皆さんの意見を聞いても、そういうふうにして親切に教えてもらった方がありがたい。少し高くなってもありがたいというふうに、聞かされているわけですが、その辺は今後の進め方として要望します。

民間委託について

市民部にお伺いしますけれども、市の行政の中で、市民と一体となった行政を進めていくという考え方の中で、今までの行政の考え方というのは、市民全体にサービスするというか、何でもかんでも市に要望すれば、任せておけ、全部うちでやりますと、そういう感覚でいたと思うのです。ただ、これからは市民ができない部分、それに市の行政が手をかすというか、そういうような物の考え方に持っていくのが、これが地方行政の在り方になっていくのかなと、そういうふうを感じるのですけれども、その中で民間委託だとか、病院も給食部門は来年度から民間委託になります。それで、市民部として抱えている部分、市民会館だとか市民センター、それから葬斎場、その人たちのやる分野、それは市の職員としてやっているのはいいのです。ただ、そこもやはり民間と協力し合ってやっていける部分というのが出ると思うのです。その辺もお伺いしたいと思いますけれども、現在、市民会館、市民センター、葬斎場はどのような状況になっていますか。

市民部長

今、行政と市民とのかかわりというのが、いろいろな大きい流れの中で、見直しされている時期だと思います。市としまして、全庁的に、今、効率的な、効果的な事務執行ということが、財政健全化という問題がございますけれども、そういうことが今見直しを全庁的にやっている中で、市民部としまして、事務内容ですとか、執行体制について、検討・見直しをしているところでもあります。その中で今おっしゃいました市民会館、市民センター、公会堂、それから葬斎場につきましては、課題もありますけれども、基本的には委託というのは可能だと考えてございます。それで、全面的な民間委託として、指定管理者制度という、その導入ということも含めて検討を今始めているところです。

成田委員

ぜひ、民間活力も含めて、行政が民間と一体になって今後進めていっていただきたいと思いますので、より促進をしていただければと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

高橋委員

初めに、報告にかかわって何点が聞きたいと思います。

家庭児童相談について

これはエンゼルプランの中間点検についてという資料2の中の4ページです。これに子どもや保護者の相談機能の充実ということで、その充実の内容が載っているわけですが、これの四つ項目がありますが、一番下の子ども本人や保護者などの電話や面接により、家庭のこと、学校のこと、いじめや虐待等の相談活動を実施と。別表17表ということで、これが別表の3ページ、一番下に載っているのがそうだと思うのですが、まずお聞きしたいのは、この別表によりますと、平成11年度と平成15年度とを比較しますと、非常に件数が減っております。合計でいきますと、家庭が平成11年101件に対して、平成15年61件、約6割、本人に至っては97件が15年度は19件と非常に低いということになっております。内容についても同様のことが言えるかと思うのですが、まずこの数字に関してどのようにとらえられているのか、これはどこになるのですか、青少年課ですか。お願いします。

市民部次長

家庭児童相談の関係の表でございまして、その実績につきましては、例えば平成11年度、13年度が152件ということで、家庭からの相談等も多いわけですが、これにつきましては、児童の虐待等が実際にも発生した。又は報道関係、テレビ報道等、報道番組に相当取り上げられたということで、脚光を浴びたという、それらの影響によりまして、一時的に増えたということで考えてございます。最近、それが一応落ち着いてきているということでとらえております。

高橋委員

相談することが非常に減ってきたと、いい状況になってきたというふうにとらえてよろしいのですか。

市民部次長

今、相談そのもの自体が減ってきているというのは、数では実際には減ってきているわけですが、果たして潜在的にあるものが現れてきていないのかどうか、その辺までわかっておりませんが、私どもの方で今年に入りまして、全小中学校、高校等にポスター掲示をしました。これは家庭児童相談所の連絡先、電話番号、又はどのような内容の相談を受けているか、また、あわせまして全生徒に対してのチラシの配布、設置等をお願いしました。実際には、それによっては大きく相談件数が増えたということにもなっていないということです。これはPRが足りないという部分もあるのだと思うのですが、実際にそこまでやってみて、件数が思ったほど増えて

いないということは、一応学校での問題、非行等を含めまして、平成11年、又は13年当時から見まして、少し下火になってきているのかなということでは感じております。

高橋委員

恐らく潜在的な方が多くなってきていると私は思うのです。ですから、教育委員会等もあるでしょうけれども、いろいろ注意をしていただいて、PRも含めて周知啓発をお願いしたいなということでございます。

もう一点、その下の方に児童虐待防止システム整備というのがあります、ネットワーク会議を開催しております。まず、市内の虐待の状況についてお知らせを願いたいと思います。

(福祉)子育て支援課長

結論から申し上げますと、市内の虐待の状況について、一元的に集約しているところはないというふうに思っております。というのは、虐待の場合、もちろん私も行政の窓口を經由という形もあります、学校經由という形もあります、警察を經由という様々な形があります。それで、一般的には、児童相談所に連絡をとり、そこでどういふ対応をしていったかという部分で、全道的な状況あるいは後志管内、小樽段階ということでの数字的な集約というものをしているわけでありまして。

実は今月末に児童相談所も含めまして、小樽市内の虐待連絡協議会というのを開催する予定になっておりますので、その中で15年度の状況等について、児童相談所の方からも、あるいは私も、それぞれ窓口の方からでも協議をするという形になっております。その関係で、現在、件数としては14年度の集計件数しか持っておらないわけですが、児童相談所に集約した段階では、小樽市内の通告件数というものが、14年度27件、13年度32件、12年度5件、これは先ほど市民部次長の方からもありましたけれども、12年度に法律ができて、それから行政的に掌握をしていくという体制をとったものですから、こういう数字になっております。

高橋委員

このネットワーク事業の開催を見ますと、これもやはり減ってきているということなのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

とりわけ何か理由があって減ったとかという形ではありません。ここに載せている回数というのは、延べ件数で載せております。ですから、1人の子どもというか、1案件につきまして2回、3回と関係者が集まって、ケース会議をやる場合もありますし、1回で一定の方向なり措置なりをするという、そういった場合もございます。

高橋委員

いずれにしても、痛ましい事件が多いものですから、じゅうぶん注意をしてお願いをしたいと思います。

それでは、環境部に質問します。

有料化に伴って新規、それから拡大の経費ということで項目がありました。市民サービス向上関係経費ということで3点ほどお聞きをしたいと思います。

資源物分別ボックス設置費について

1点目に資源物分別ボックス設置費、平成17年度見込みで250万円の予算がありますけれども、この内容とそれからこの250万円の計算方法、これを教えていただきたいと思います。

(環境)廃棄物対策課長

資源物回収ボックス設置に係る助成金の関係についてでございますが、内容といたしましては、一番気になるところの助成額なのですけれども、全額補助ということで考えております。上限につきましては、積雪もありますし、かなり高い金額を今考えておまして、案の案の状況でございますけれども、30万円を上限と考えております。それから、助成の対象につきましては、町会、自治会を考えております。それから、取扱品目につきましては、基本的には市の資源物収集と同じような品目を取り扱うということで考えております。

それから、17年度予算案の段階の250万円の内訳でございますが、現在の段階では、1か所20万円のところが5か所、100万円、それから上限の30万円のところが5か所、150万円ということで、合わせて250万円を予定しております。

高橋委員

これはどのぐらいの範囲で1か所というふうに見ているわけですか。

(環境) 廃棄物対策課長

範囲についてでございますけれども、資源物回収ボックスというのが、市の資源物収集日に出せない方あるいはアパートなどで保管する場所がない方、それから指定された時間内に排出できない方のために、ごみとしないように資源物回収ボックスを町会などに設置していただいて、その町会などに対する市の助成という考え方でございます。それで、この範囲につきましてですけれども、範囲といたしましては、多くの市民の方が利用できるような場所に設置していただきたいということを、基本に考えてございます。

高橋委員

このボックスについての管理は、町会でやってもらうということでもいいのですか。

(環境) 廃棄物対策課長

管理についてでございますけれども、町会が設置いたしますので、町会で管理していただきます。

高橋委員

それで、この資源物をいかに分別できるかというのが非常に大きなテーマだと思います。それによって、ごみが減量化するという、そういう前提でこれは成り立っていると思うのですけれども、では、その資源物をいかに多く集めることを考えていくかと、実施してもらうかというのが非常に大変な事業になるかと思うのですけれども、これは具体的に市民の皆さんにどういうふうにPRをしていくのか、実践をしてもらうように考えていこうとしているのか、この点お願いします。

(環境) 廃棄物対策課長

市民に対するPRについてでございますけれども、今後、開催予定の市民説明会の中で、その時点では具体的な要綱が相当固まっているかと思うのですけれども、その要綱について詳しく説明をした中で、市民に町会あるいは自治会の方に積極的に手を挙げて、設置について希望をお願いしたいというふうに考えております。またさらに、その説明会の後におきましても、広報あるいはホームページなどで資源物回収ボックスの助成についても、周知する考えであります。

高橋委員

その市民周知の点なのですけれども、どうも聞いていますと、いろいろな事業がありますけれども、今までと同じようなやり方というのですか、いま一步踏み込んで少しでも皆さんにやっていただきたいという、そういう内容が見えないわけなのですけれども、この点はもうちょっと踏み込んだ内容は考えられていませんか。

(環境) 廃棄物対策課長

市民に対する踏み込んだ周知の関係でございますけれども、資源物回収ボックスというのは、先ほど説明いたしましたけれども、ごみとならないようにということで、市民の方の利便性を考慮して町会が設置していただくという中では、何とか市としても多くの町会などから届出の申請をお願いしたいというふうに考えております。周知の関係は、今までと同じような方法、手法ではなく、今後何とか皆さんに手を挙げていただくように工夫して行きたいと思っておりますし、あとそれから、ちょっと説明し忘れたものがあるのですけれども、よく聞かれる部分なのですが、集団資源回収との関係ということで聞かれます。集団資源回収している町会などでは、町会独自でそういう資源物を保管する場所をお持ちになっている町会もございますけれども、中にはそういうところを用意していない町会もございますので、資源回収ボックスがそのような集団資源回収を補佐するような形の保管庫といえますか、そうい

う要素になる可能性も市としては考えております。そういう中では、ごみとしないようにということの工夫の中から、集団資源回収とのリンクといいますか、そういう利用方法も市としては妨げないといいますか、そういう考え方をもちながら、市民に対して周知をしてまいりたいと思っております。

高橋委員

どうもその説明の中で私の方には受け取れないといいますか、要するに環境部の皆さんが市民の中に入っていった、具体的に、では、自分でこう説明しようだとか、期間をかけて職員それぞれが自分の言葉で、ただ集まってもらってやるというのではなくて、いろいろな方法があるのではないかと思うのです。その辺の思いというか、もうこれは違うのだという、そういう決意みたいなものを聞きたいのですけれども、その点いかがですか。

(環境) 廃棄物対策課長

市民に対する周知の関係でございますけれども、広報おたる、それから今後の説明会の中でも当然説明していくのですが、町会の総会あるいは役員会、集団資源回収の要請のときも同じように行ったのですけれども、直接町会等に乗っ込んで、市の姿勢を改めて説明いたしまして、資源物回収ボックスの設置について強く要請していきたいと思っております。

高橋委員

ちょっとかみ合わないのでやめます。

地域環境美化協力員の関係経費について

次に、地域環境美化協力員の関係経費、これについて聞きたいと思います。

これも平成17年度見込み360万円、お聞きしたいのは、その協力員という仕事の内容と、実際的にどういう活動をしてもらうのかというのが見えません。ですから、その内容とこの360万円と出した数字の計算方法、内容、根拠、これを教えてください。

(環境) 工藤副参事

環境美化協力員につきましては、分別が大幅に変わっていくということでございますので、家庭から出されるごみ及び資源物の適正な排出、これの助言といいますか、アドバイスと、これらわからないときに教えていただきたいということで、さらには、ごみステーションの管理、散らばっていますよとか、使っている方々で掃除してください、そういう助言、アドバイスとか、そういうこともお願いしたいと。さらには、その地域におきまして不法投棄等がありましたら、速やかに市の方へ教えていただきたいと。さらには、ごみ及び資源物の排出、出し方その他に関する会議や研修会に参加をいただきまして、よりいっそう地域の環境等、その辺についてご苦労して協力していただければと、こういうことでございます。

それで、通年の予算でありますけれども、だいたい今300人から350人程度を予定しておりますので、年間報酬を1人区相当としまして、1万2,000円程度を予定しておりますので、総額360万円程度ということでございます。これにつきましては、各町内といいますか、自治会、こちらの方からご推薦いただくとか、町内会独自においても協力してくれるところがあればけっこうなのですけれども、そういう方々でその町内会の加入世帯数に応じまして、それぞれ応分の人区を配置していきたいと、このように考えておまして、仮にある町内会でだいたい1人区といわれますね。交互にやるからということであれば、それは2人配置になりますけれども、俗に言う1人区1人に相当分、こういうような考えであります。

高橋委員

町会については、では1名ないし2名という考え方ですか。その町会の方が町会の方にアドバイスをしたり、助言をしたりするということですか。もう少し具体的に教えてください。

(環境) 工藤副参事

その町内の地域の方々の指導といいますか、助言又はお願い。ですから、中には、役員だとか、いろいろな考え

方といいますか、町内のいろいろな事情があるのかと思いますので、どうしても自分の町内では町内の方が町内の人へ助言だとか指導、どうも雰囲気的に人間関係がうまくいかないよという場合も中にはあるのかと思いますけれども、そういう場合につきましては、何が何でも設置するというのではなく、これはそこでは協力員不在ということもありえます。

高橋委員

心配するのは、この協力員が果たして思っているように機能するのかどうかというのが、非常に心配です。例えば、分別して出しました。例えば、若い住民が出した中にごちゃごちゃに入っていたと。これはあんた何なんだと言ったときに、本州では何か殴られて、けがをされた方もいるというふうに聞いています。そうなった場合に、では何のために配置しているのかということになるのかと思うのです。ただ名前だけであれば置く必要もないし、その助言の内容、具体的な活動というのがどうもはっきり見えないなというふうに思うのですけれども、これはいかがでしょうか。

(環境)工藤副参事

その辺の具体的に細かい部分につきましては、2月くらいにそれぞれ人選をし、お願いをしまして、その辺で研修会をやりまして、じゅうぶん対応できると思いますか、適正な分別、対処法について助言できるように研修会を開いて当たっていきたいということでございます。今おっしゃられたとおり、一応要綱その他等は他都市の例を見ますと、指導という面も書いていますけれども、そのような強い意味の指導ということになりますと、今おっしゃられたようなことも起きますので、あくまでも教えてあげると。我々はこれから二百数十回にわたって説明会しますが、一度聞いてもわからないという方がなかなかたくさんいらっしゃるのではないかとことも想定されますので、そういう方々に教えてあげるということを第一の主眼といたしますか、目標にしているということでございます。

高橋委員

ごみ散乱防止用ネット購入助成について

もう一点、ごみ散乱防止用ネット購入助成ということで、これも平成17年度予算で450万円を見ております。この予算についての内容の説明をお願いします。

(環境)廃棄物対策課長

ごみ散乱防止ネット関係の17年度の予算の関係でございますが、まだ予算の編成の前ですので、案の案ということでお話しさせていただきます。ネットの補助の関係で5,000円程度を今考えておりまして、600件、それで300万円程度、それからネット以外の補助ということで、物置それからネットボックス、かごネットと多種多様のごみの散乱防止のための容器といたしますか、そのようなものがございまして、それらのものに対しては5万円を上限といたしまして、約30件程度という見込みをいたしまして150万円、合計で450万円の予算ということで、今の段階では考えております。

高橋委員

ネットはかなり普及していると思うのですが、この600件という数字はどこから出てきたのでしょうか。

(環境)廃棄物対策課長

600件の根拠についてでございますが、函館市がかなり前からネットの助成をしておりますけれども、函館市で当初約1,800件ぐらいの設置の要望があったということでございますので、人口の関係、それから小樽市の今現在、ネットを地域の皆さんで設置しているという状況を勘案しまして、600件程度ということで見込んだところであります。

高橋委員

いずれにしてもお願いしたいのは、説明会等でできるだけ具体的にこういう内容で使うのだと、皆さんに還元で

きるのはこういうものですよということを、わかりやすく多くの人に伝えていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

次に、保健所に聞きます。

保健委員連合協議会について

保健委員連合協議会というのがありますけれども、交付金で185万円交付されております。まず、この185万円の内訳を教えてください。

(保健所)保健総務課長

保健委員連合協議会に關します交付金の内訳ということですが、平成15年度決算の交付金で185万円、その大きな部分は地区交付金といいまして、町会ごとに155町会ございますけれども、そこに保健委員の方々を町会から推薦して選んでいただいております、これが15年度実績で949件、それからさらにその中から健康推進員という方を210名選んでいただいております、この方々に直接1人に幾らということではないのですけれども、町会に対してその人区割で、例えば保健委員であれば1人当たり500円、それから健康推進員1人当たり5,000円を地区の活動費として町会に交付させていただいている。具体的に言いますと、それぞれの町会の口座にまとめて振り込ませていただいております。それをそれぞれの町会で実際に500円ずつお渡しになっているところがあるのか、あるいはいわゆる保健関連の事業費の財源としてお使いになっているところもあると思うのですけれども、その用途については、私どもの方で特定はしておらないということでございます。昨年の決算で申しますと、この今の949あるいは210名に対する交付金の合計額で152万4,500円という額が支出をされております。そのほか185万円の差額の部分と申しますと、北海道衛生団体連合会の会費ですとか、公衆衛生大会の参加費あるいはその参加のための旅費あるいは需用費、このようなものに支出されております。

高橋委員

事務執行状況、15年度のものを確認しますと、保健委員だよりというのがあります。それから、2番目の生活環境衛生活動協力55町会というのがあるのですけれども、これはどういう内容ですか。

(保健所)保健総務課長

生活環境衛生活動協力と非常にわかりにくい表現なのですけれども、石灰を181袋配って歩いています。

高橋委員

その石灰はどのように使ったのですか。

(保健所)保健総務課長

例えば、ごみステーションであるとか、あるいは水たまりといいますか、そういうところ、あるいは下水道が普及しておらないところでの衛生確保のために散布していただいている。大掃除の後にとか、そんな感じで使っていたのかと思います。

高橋委員

(3)成人健診協力ということで、10地区というのがあります。これはどういう内容ですか。

(保健所)保健総務課長

今、保健所でやっております基本健診の、いわゆるさわやか運河健診あるいは胃がん、肺がん、大腸がんなどの検診がございますけれども、これの早朝健診というものを希望のある地区10地区で開催をしております、それに昨年ですと、10地区で例えば基本健診であれば1,067名とか、そんなような町内会の健診に参加していただいたのが内容です。

高橋委員

どうもこれを見ますと、具体的な保健委員の活動というのがよくわからないというか、ある町会では活動実態がないのだという話も聞くわけですが、この点はいかがですか。

(保健所)保健総務課長

委員のおっしゃるとおりだと思います。全く活動していない、あるいは自分が保健委員になっていることも知らないという委員の方もいらっしゃるのが実情でございます。これは、行政と市民の方々との協働といいますか、パートナーシップを構築する上で、これまで町内会という単位でお願いしてきたもの、それがだんだん町内会の中の住民の方々の町内会に対する意識の変遷なんかがあって、例えば先ほどの早朝健診の例でいいますと、町内で回覧するものには自分の名前を書きたくない。自分が何検診を受けたのか見られたくない。そういう意識が今非常に高まっているように聞いております。だから、こんな健診はやめてくれという苦情が実際にございます。その中で、この保健委員連合会、成果が上がっていないのであれば廃止すればいいではないかという声もないわけではありません。

ただ、この中でこの事務執行状況には書いてございませんけれども、功労者表彰を年に1度やっているわけです。保健委員を30年連続していただいた方々に対して感謝状を交付する。これは厚生常任委員会の各委員の皆様にもご出席をいただいておりますけれども、そういうところがありますので、そして、ある部分では今の185万円の内訳になりますけれども、その保健委員の人数に応じた交付金が、いわゆる地区での保健活動の町内会の特定財源になっているという部分がありまして、そういうことから簡単に廃止というふうにはいかないと思います。

ただ、今の財政健全化の流れの中で、15年度はこの185万円でございますけれども、16年度の予算の上でいきますと40万円減額いたしまして145万円というような形になっております。この状況につきまして、今年の総会あるいはそれに至る役員会での話の中で、いつまでもその今の交付金を続けられるかどうかは分からないという話はさせていただいております。町内会というそのパートナーシップを保つための一つの組織以外に、現状のところでは、例えば健康推進員を別な形で構築するとかということも考えてはいるのですけれども、なかなか先ほどの環境部の方の協力員を、これから立ち上げる部分でも非常に苦勞されていると思うのですけれども、住民の皆さんに対して行政が協力していただいて何かをするということが非常に今難しくなっている。そのチャンネルをどこに求めたらいいのかが分からないという状況に実際にあるのです。そのあたりをいろいろな方々との話合いの中で、もう少し本来の保健委員といいますか、健康推進員、そういう実効性の上がる組織に改変していきたいと思っております。

高橋委員

私は、先ほど環境部に質問した環境美化協力員とのリンクはできないのかなというふうに、この提案を受けたときに思いました。ですから、もしそういうルートがあるのであれば、あえて新たに人選する必要はなくて、機能するわけですから、今の話ですと、実質的に活動がない、機能していないというのであれば、もうちょっと具体的な活動方法だとか、内容だとか、検討していただいた方がいいのかなと。また、もっと広げて、先ほど言った環境部との話合いもぜひやっていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがですか。

(保健所)保健総務課長

今の環境部の協力員は、私どもが保健委員連合協議会という制度を持っていて、それをどういうふうに行っているのか。それが実際にはうまく機能していない中をどういうふうにしたらいいかという、環境部副参事からも相談を受けておりまして、実施に向かう中で、できればそういう連合協議会でのうまくいっていない部分も持っておりますので、相談をさせていただいて、双方実利が上がるような形にするというようなことで考えております。

(環境)工藤副参事

環境部としても、保健所の方と、よりお話といいますか、協議、打ち合せして、よい方向に持っていきたいと思っております。

高橋委員

よろしく申し上げます。

民生委員について

最後ですけれども、民生委員について、何点かお聞きをしたいと思います。

民生委員は定数があるかと思えますけれども、小樽市内に現在何名いるのか、それから男女の内訳も含めてお知らせください。

(福祉)地域福祉課長

民生委員についてでございますけれども、定数が決まっております、345名ということになっております。民生委員は市内16地区に分かれておまして、それぞれのその地区の世帯ごととの協議の中で定められた定数でございます。男女比率につきましては、345のうち、男女ほぼ半数でございます、男性が若干多いということで、ここ数年そういう感じで推移をしております。

高橋委員

具体的な数字はわかりますか。

(福祉)地域福祉課長

実は今年といたしますが、12月1日に改選するわけですけれども、民生委員というのは3年の任期でございます、11月30日で任期が切れます。したがって、12月1日から新しい委員の方が3年間活動するということとなりますが、今度の12月1日の資料が手元でございますので、男性は178名、女性が167名ということとなります。

高橋委員

民生委員法第2条に「民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない」というものがあります。知識及び技術の修得というのは、何か研修会だとか、講習会だとかというのは民生委員に対してあるのでしょうか。

(福祉)地域福祉課長

民生委員法第2条に、今言われていましたとおり、民生委員は知識及び技術の修得に努めるということが規定されております。おっしゃいましたように、民生委員に対しまして市の指導もございまして、基本的には北海道民生委員・児童委員連盟という組織がございまして、主に札幌が研修会場になることが多いのですが、あるいは後志地区でやるとかということで、例えば初めて民生委員になった方につきましては、初任者研修といったものを宿泊研修も含めて随時やる。あるいは3年、あるいは5年たった方々を対象に中級研修、あるいはもっと上級の研修なり、豊富な研修メニューがございまして、その都度民生委員の事業費から支出して、各地区ごとにバランスのとれた形で研修に行っていて、資質の向上を図っていただいているというところであります。

高橋委員

民生委員はボランティアではないと思うのですけれども、報酬等はこれは出ておりますか。

(福祉)地域福祉課長

古くは、何年までというのはあれですけれども、民生委員というのは、そもそもは名誉職ということで、地域の名誉職の方がなっていたということですが、法律の規定が変わりまして、民生委員は身分的には非常勤の地方公務員ということがございまして、地域で活動すると。したがって、我々と同じように守秘義務というものを課せられるということになります。

報酬についてですけれども、活動費ということで具体的には国から道を通じてですけれども、5万9,100円という活動費が支給されます。月当たり5,000円というおおむね計算されたものがございまして、民生委員はその地区において、週14時間以上の民生委員活動をなささいということがございまして、その活動費として実費弁償的に必要な経費だということで算出された金額でございまして、給与は当たりません。

高橋委員

この民生委員の具体的な職務、これはどういう内容でしょうか。

(福祉)地域福祉課長

民生委員の職務ですけれども、日常的に民生委員と一般的に言うのですけれども、具体的に申し上げますと、民生委員法あるいは児童福祉法で規定されておまして、民生委員は児童委員を兼ねるということになります。ですから、正確にはまず一つには、狭義の民生委員というものがあつて、その中で民生児童委員というものが一つあります。それから、二つ目として、主任児童委員という広義では民生委員なのですけれども、民生児童委員と分けられた役割があつて、1地区2人ずつ配置されておまして、主任児童委員が32名いらっしゃいます。前後しますけれども、民生児童委員は313名ということで、合わせて345名ということでございますけれども、民生児童委員については、一言で言いますと、地域の担い手、福祉の担い手あるいはよき相談相手あるいは行政とのパイプ役という部分で、独居老人だとか、障害者世帯だとか、母子世帯だとか、そういう保護世帯も含めまして、そういったところに常日ごろ関心を持って安否確認等も含めて配慮して活動するという活動です。それから、主任児童委員につきましては、例えば学校との連携もよくとって、その地区で主に児童を対象にした、先ほど虐待のお話もありましたが、そういったことも含めて児童を専門にして活動すると、そういう役割があります。

高橋委員

各地区で活躍されているこの民生委員の方々ですけれども、これはどのように人選をされるわけでしょうか。

(福祉)地域福祉課長

民生委員の人選ということでございます。先ほど申し上げましたように、この12月1日に3年の任期が終わりまして、345人のうち61人の方が新任で新たに民生委員になりますけれども、その人選の仕方につきましては、民生児童委員あるいは先ほど言いました主任児童委員も同じでございます。その方の日ごろの福祉に関する活動経歴なり、関心なり、そういったことも勘案しまして、それぞれの地区の会長が責任を持って選ぶと。なおかつ、その地域内の民生委員と協議の上、地区会長が推薦する形で名前を挙げていくと。その際、民生委員の活動というのは、町会の活動とも当然連携していますので、町内会長のいわゆるお墨つきといいますが、推薦ということもあわせて、今言いました地区で責任を持って信頼できる方を選んで、名前を挙げてもらうということになります。そういった方々を集約しまして、小樽市で民生委員推薦会という組織がございます。そこにかけまして、了承をもらった後、道にも同じような審査会がございます。それを経まして、国にそのリストが行き、国から委嘱状が交付されるということになります。

高橋委員

その人選の方法について、非常に不明確な部分があるのではないかという意見がありますけれども、この点についてはどのように考えられておりますか。

(福祉)地域福祉課長

人選について不明確な部分ということですが、今言いましたように、地区で信頼の持てる方ということで、地区に詳しいのは地区会長であり、地区の民生委員であると、あるいは町内会長であるということですので、一人一人にどうですかということにはなりません。その地区でそれなりの立場で仕事をしていらっしゃる方の意見、合議の中で選ばれてくるものですから、その基準はどうだというふうに言われますと、なかなか難しい問題がございますが、今言いましたように地区で信頼される方が選ばれてきているというのを、原則として考えております。

高橋委員

それで、実は私のところにも意見があつたのですが、やはり個人差が非常に大きいと。ある民生委員の方は一生懸命やってくれると。ある民生委員の方は、電話が来ても、そんなもの役所に聞きなさいと言われたと。非常に個人差があつて、どういう基準で人選されているのか、非常に疑問があるということをおっしゃる方がいらっしゃいました。やはりこれは厚生労働大臣から委嘱されているわけですから、その点はある程度市もかかわって確認というのですか、状況も含めて、もしそういう点があるのであれば、点検なり確認なりいろいろな方法があるかと思う

のですけれども、その点いかがでしょうか。

(福祉)地域福祉課長

おっしゃるように個人差が多いというのは、実際にあると思います。先ほどから何回も言いますが、なにせ345人の方がいらっしゃいますので、イメージ的にどのぐらいの人が平均的なのかというのは、人間に対して申し上げにくいですが、確かに個人差がありまして、地域に先ほど言いました週14時間なりそれ以上の活動をして、お年寄りの面倒を見ているとかという方もたくさんいらっしゃいます。ただ、一方では、1年に数件参りますが、その地区の民生委員に対していかがなものかといいますが、そういったような相談的なものがあるのも実態でございますけれども、その都度事務局としては、その民生委員に対して基本的な押さえというものを改めて指導するなり、地区会長を通じて申し上げているということでございます。市のかかわりにつきましては、そういう部分でかかわっておりますほか、人選ということにつきましても、通り一遍の書類だけの審査ということではなくて、いろいろな方々からその人の評判ということも含めて、あらゆる角度からいい人になってほしいという気持ちは当然ございますので、できる限りの努力の中で選ばせていただいているということでございます。

福祉部長

この推薦に当たって、課長の方からいろいろ説明させていただいております。一番は社会福祉に熱意がある方ということで考えているわけでございますけれども、先ほど課長が話しました道の推薦会の分科会の中で、審査方針というのを決めてございまして、その中でこういう方を推薦していただきたいという考え方がございます。これに照らし合わせながら、私ども地区で責任を持って推薦しているということにしているわけでございますが、一つはその地区におおむね5年以上居住している方、地区の実情をよく知っておられる方ということが基本でございます。それから、ボランティアや介護など、できるだけ福祉活動の経験がある方をお願いしたいということと、それから活動におおむね週14時間以上割愛できる方、そして家族の協力、理解、こういうものをじゅうぶん得られないと活動にいろいろ支障が出ますので、家族の協力と、こういうものもじゅうぶん得られる方ということと、それからお勤めになっている方でもけっこうなわけですが、そういった勤務先の協力を得ないとなりませんので、勤務先の了解を得られる方ですとか、そのほかにいろいろな会議の出席率が悪ければ、やはり活動がなかなかできないだろうということで、そこら辺の出席状況、こういうものを勘案しながら推薦していただいているということでご理解いただきたいと思っております。

高橋委員

先ほど課長も言われましたけれども、地方公務員ということで、守秘義務が当然あるにもかかわらず、秘密を漏れいしている方もいたというふうに聞いております。非常に資質に欠けるのではないかなと私は思います。高齢化が非常に進んでいる中で、この民生委員の立場といたしますが、位置というのは大きいものになるだろうなというか、ますます大きくなるだろうというふうに思いますので、ぜひその点をじゅうぶん、今、部長が言われたとおり、市も積極的にかかわっていただいて、本当にこの人だったら大丈夫だという、そういう地区の民生委員をぜひ選出していただきたいという要望を出しまして、質問を終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時21分

再開 午後 3 時45分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

齋藤（博）委員

葬祭場に対する答弁内容について

まず最初に、お尋ねしたいのですが、今日の委員会の中での答弁で、予算特別委員会の2日目の上野委員の質問の葬斎場を取り巻く状況に関する市民部の対応なり、そういった部分についての質問への回答と、それから今日のお答えの中で、あれというような部分があります。聞いたそれぞれの委員は違う立場なり、違う思いで聞いているので、質問の内容が若干違うというのは、これは当然だというふうに思うわけなのですが、小樽市の答弁として、上野委員に対する答弁と、今日の成田委員への答弁との間で、私は違いを感じるのですが、その辺について改めて見解をお聞かせいただきたいと思います。

市民部長

先ほど成田委員にお答えいたしました。それから、今ご指摘がありましたように、前回、上野委員から同じ葬斎場ということに限ってのご質問がございました。基本的には私どもの立場なり、答えは食い違っているということではないと思っております。基本的に今こういう市を取り巻く厳しい状況の中で、私どもの部に限らず、各部におきましてもそういう施設なり、自分たちの業務の見直しというものを一律に行っているところでございます。そういう意味では、民間で、例えば委託ということもじゅうぶんこの業務の見直しの中で考えられるところは考えるべきだということの中で、可能性として先ほど話しましたような各施設について検討を進めているというが、着手したところではございます。ただ、葬斎場ということで行きますと、それは葬斎場だけではないのですが、それぞれの施設の特長もございまして、課題もございまして、例えば、葬斎場につきましては、これは私どもの方も検討の着手段階で非常に大きく感じているところもございまして、先般の上野委員のご指摘もありましたように、特殊な施設目的といいますか、そのときに火葬に來られる遺族の方々のお気持ちを察したときに、従来やっているような誠心誠意の対応ということは、施設の大きな特長の部分でございまして、それらが仮に民間ということになったときにも可能なのかということ、そのことについては、他の施設についても市の方の主体的な運営から、ほかの民間なり委託というようなことになったときにも、同様にスムーズになされるかどうかという、その市民サービスというものがどうなのかという部分というのは、大きな課題だと思っております。そういう特殊な業務ということと、市が所有している施設を、例えば火葬場につきましては、直接的にストレートに民間の方が同じ業務をやっているというものではございませんので、前回質疑の中にありましたように、受皿というものがあるかないかということあたりも、大きな課題の一つというふうにとらえてございます。そういう意味で、前回答弁した中で、受皿の模索という答弁をたしかしたと思うのですが、受皿があるかどうかという模索のことも含めて、またいろいろな課題というものが、関係する業界の方々から見るとあるかないかという、そういう長期的な第一段階の検討の材料としていろいろ検討を始めているところという段階でございまして、そういう意味では、今後の中で課題なりを整理する中で、そのあたりが実際どうなのかというのが、これから整理されていくということの状態でございます。

今ほど成田委員に答弁しましたのも、基本的にはこれからの具体的な検討という段階ですので、まだ具体的にどうなっている、どういう形になるというところの段階ではないという意味では、同じ立場で答弁しているつもりです。

齋藤（博）委員

前段、部長の方からおっしゃったように、葬斎場の持っている役割も、利用者というのか、来館者というのかちょっとわからないのですが、そういったあたりの持っている微妙な部分も考慮して、今後進めていく、そういう考えだということによろしいですか。

市民部長

はい。

斎藤（博）委員

それでは、環境部の方にお尋ねしていきたいと思います。

ごみ有料化の説明会について

今後、ごみの有料化に向けた、分別なり減量化に向けた取組ということで説明会を開いていくことになると思うわけなのですが、その際説明会の資料といいますが、こういったものを持って、これからの回数は200数回というようなことをおっしゃっていますけれども、用意しているのかなというようなことで、まず今考えていらっしゃるものがあつたら、お聞かせいただきたいと思います。

（環境）廃棄物対策課長

今後開催されます説明会の資料についてでございますけれども、今回の補正の中にも計上した予算にもありますように、説明会用の特別な資料ということで印刷をする予定であります。その資料の内容といたしましては、ごみと資源物の区分の関係、それから資源物につきましては、相当出し方が変わりますので、例えばプラスチックの関係ですと、今まではごみとして出しておりましたけれども、今度は資源となりますので、すすいで出すとか、袋に入れて出すとかということで、かなり具体的に書いた内容の説明書を印刷しまして、説明会の会場で直接お渡しして、そして説明するというところで考えております。

斎藤（博）委員

その際に、何点かお願いしたいというふうに思っております。予算のつくりについては、今日高橋委員の方からそれぞれ聞いておりますので繰り返しません、その中で冬期対策、いわゆる収集困難地域の解消に向けた取組とか資源回収ボックスの部分、それからごみネットというか、そういう網の部分、そういった部分について、積極的にそういった中に組み込んでこういうことも、直接ネットが減量化かは別として、ごみの飛散というのは非常に困っている課題なので、この際そういったところについても、極力対応していきたいのだというようなことを言ってわかるようなシステムを含めて記載をしていただきたいなど、そういうふうに思っているわけです。そこら辺について、まず考えがあつたらお聞かせください。

（環境）間瀬主幹

説明会用のパンフレットでありますけれども、ただいま説明がりましたが、資源物の分別方法等が中心とはなりませんけれども、そのほかに具体的にごみの出し方等も含めての周知となります。その中に委員の方から指摘がありました今後の市民サービス等の施策を進めていくわけでありまして、それらについて市民の方が手を挙げやすいように、又は理解しやすいような資料をつけて、説明会に臨みたいと思っております。それから、そのほかにも10月に全世帯6万8,000世帯に、新聞を通して全戸配布のチラシを作成いたします。その中にも今言いました各種助成制度等についても載せて、周知を10月中に図ってまいりたいと思います。

ごみステーション設置について

斎藤（博）委員

ステーションの問題なのですが、冬期対策は別として、よく議論になったのが、今はステーションの付近の方はボランティアというか、やむにやまれずという中で飛散したごみとか、カラスが食べたり、いろいろなことになったのを無料で、自分のごみ袋を使ってやっている。それはこれからもお願いしなければならない部分をお願いしなければならないというふうに思っているわけです。その中で一つの解決策として、責任が明確になるようなステーションを構成する人の顔が見えるようなといいますが、一定ステーションのエリアを30、40ではなくて、1けたぐらいまで落とすというようなことが、お互いに自分のステーションだという意識が近づいてきて、大事にするのではないかと、そういったような議論があつたと思うのですが、そういった部分の推進ということについて、何か考

えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

(環境)工藤副参事

おっしゃるとおり、30軒ないし40軒という大きなごみの集積場所もございます。どうしてもそういうことになりますと、ごみの集積場ということになると、ごみ捨て場というような様相を呈している部分もありますので、いわゆるごみ収集車が通る路線といいますが、道路沿いであれば、私どもは今までもそうでしたけれども、ごみステーションは何か所でもいいですよ、ある一定程度が集まって。ただし、なかなか収集車の通る部分については、意外と皆さん置く場所がないといいますが、ステーションを設置する場所がないというのが現状でありまして、相談があれば、今までもそのように対応してきましたので、そのようなところが数十か所程度ありますので、地域の方々からの要望を待つのではなく、こちらの方からこのステーションやごみ集積場所についてはこうだけれども、二、三か所ぐらいに分けたいのだけれども、どうでしょうかということ、こちらの方から地域の方々にお問い合わせといいますが、そういう協議を進めていって、いい方向に持っていきたいと、そのような考えであります。

斎藤(博)委員

今答弁をいただきましたので、そういうことだと思のですが、待ちの姿勢といいますが、要望があったら考えますということではなくて、今回の分別なり、リサイクルなりを徹底する際の、有料化というのを別にすると、意外とステーションを少し分けていって、ごみを出すエリアを、責任なりをはっきりさせていくというのも、一つの方法ではないのかなというふうに私は思っているものですから、そういった観点で積極的にいいますか、そういったことが可能になるのであれば、自分らで相談をして、ここにもう一つステーションをつくると、20が15になりますとか、10になるというようなことがあれば、今言っているような趣旨で環境部としては対応していきますよということを、ぜひアピールしてもらいたいと、そういうふうに思っております。よろしいですね。部長、そういうことでいいですね。同じことを言っているのです。

環境部長

はい。

斎藤(博)委員

事業者の役割について

それから、もう一つは前の委員会の中でもお願いしました。今回の有料化に伴う答申の中で、市内の事業所が果たすべき役割というのがひとつ大きいのだというようなことで書かれていたというふうに思います。行政の役割、市民の役割、そして事業所の役割というふうになっているわけでありまして、そういった部分について、前の委員会の中でも小樽市として来年4月1日からの事業展開に向けてお願いするもの、それから協力を要請するもの、指導するものということ、きちんと市内の全部の事業所に出してもらいたいという話をしました。それについては、やっていきたいというような答弁をいただいているわけなのですが、今回は説明する資料の中にも、市民の皆さんにも行政はこういうふうにするのだよと。それから、事業所にもこういうことをお願いしたいのですと。そういった中で分別の徹底なり、減量のお願いなり、そして負担をお願いしているのだということをきちんとわかるように、市民の皆さんに出す資料の中にも、事業所に対してもこういうことをお願いしているというものを出示してもらいたいと思うのですけれども、時間的なものもあるかとは思いますが、考え方を聞かせたいと思います。

(環境)廃棄物対策課長

事業所に関するご質問でございますが、前回の委員会で全事業所に周知するというところで、説明をさせていただきました。資料の中にも事業者の役割について、きちんと説明した文書、資料等を中にとじ込めるのかどうか、今の段階ではわかりませんが、中に一緒に入ることができるのであれば一緒にしますし、もしそれができないということであれば、別刷りでも何とかして市民にその事業者の役割について、きちんと伝えていきたいというふ

うに考えております。

斎藤（博）委員

ふれあい収集について

次に、俗にふれあい収集ということで使わせていただいております、ごみを出すこと、要するに冬期困難地域ということではなくて、比較的近いところ、若しくは遠いところもあるでしょうけれども、ステーションはあるのですと。けれども、なかなか体の都合とか、状態によって行けない方、それからあるいは分別が有料とか障害によってなかなかきちんとできない方について、行政の責任でサポートしてもらいたいというようなことをお願いしております。それについて、この間の議論の中では、道内の既にやっている都市を参考にしながら、小樽市についても、ふれあい収集をあわせて実施していきたいというようなお考えをいただいているところであります。そういったものを踏まえて、具体的なこういったふれあい収集が求められている対象といたしますか、こういったところを具体的に考えていらっしゃるか、この間もお聞きしているのですけれども、ありましたらもう一度説明いただきたいと思っております。

（環境）工藤副参事

要介護の方、また、ひとり暮らしの方ですとか、それぞれごみ出しが一人でみずからごみを出すことが困難である方、こういう方を対象にしていこうということです。細かい部分については、今検討中でございます。それで、こういう方々にお話を聞きまして、そして具体的にどのような収集にするか、方法かということで、一応うちの方に控というか登録をしまして、そして順次お話をし、説明して、具体的にあなたの場合はこうですよというふうにやっていきたいと。ですから、ひとり暮らし、一人で要介護の方、又は心身障害等でステーションまでごみを出すことができないと、また、要介護ではないけれども、分別がなかなかできない方、中にはいらっしゃると思うので、そういう方々については、本人又は身内の方、ご近所の方々がいろいろ情報を集めて対応していくと、このような形で考えています。

斎藤（博）委員

その関連で、若干ふれあい収集を具体的に考えていくためのイメージという部分で、何点か福祉部の方にお尋ねしたいというふうに思います。

まず、非常に大ざっぱな聞き方で恐縮なのですが、ある時点でいいのですけれども、小樽市の人口が幾らで、そのうち65歳以上の方は何人いらっしゃるのか、それからこの人口の中でいわゆる障害者手帳を持っている方は何人いらっしゃるのか、まずお知らせいただきたいと思っております。

（福祉）高齢・福祉医療課長

まず、今年7月末であります、この時点での小樽市の人口が14万5,774人で、65歳以上の方が3万8,038人、そういう状況になっております。

（福祉）地域福祉課長

障害者の方の数ですけれども、身体障害者手帳をお持ちの方は、15年度末ですけれども、7,339人いらっしゃいます、これは年齢的にはトータルのが7,339人ということで押さえております。

斎藤（博）委員

例えば、その障害を持っている方で、具体的には18歳以上の方に限定して、障害1級、2級と分けたデータというのをお持ちでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

7,339人のうちの18歳を基準として分けますと、そのうち18歳未満は98人ということで、100人弱になっております。18歳以上は7,241名ということになっておりまして、65歳以上ということになりますと、数字的に具体的に押さえておりませんが、7,241人のうちの先ほどもお答えしましたように、高齢者は3分の2程度というふうにご考慮を

ります。

齋藤（博）委員

そうすると、障害を持っている方の中で、今ないのだということなのですけれども、例えば65歳以上の方という限定したときにデータ、いることはいると思うのですけれども、どういうふうにしたら教えてもらえるのか。さらには、その中で65歳以上で障害の手帳を持っていらっしゃっても、2人で生活しているとか、子どもさんのところにいらっしゃるといようなこともある。その中でさらに、ひとり暮らしの方というよう方というのは、結論見えているような質問で恐縮なのですけれども、あるのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

今のご質問が冒頭にありましたふれあい収集を求められる方という趣旨のご質問から来ておりますので、そういうことからしますと、障害者のことだけで申し上げますと、先ほど言いました七千数百人のうちの一般的にその重度障害者の方というのは、自分の体が自由がきかないという方が多いですから、その7,300人のうちのいわゆる重度障害者の1級、2級という方が約半数の3,800人いらっしゃいます。そして、そのうちの先ほど言いました3分の2以上程度が高齢者だということにしますと、アバウトな計算ですけれども、2,400人ぐらいの重度障害者で高齢者だということになります。そのうち、さらに絞り込んでふれあい収集ということになりますと、どういう条件かなというのが、そういう観点では数字は出しておりませんが、2,400人の内で独居の方あるいは家族のいる方、そういう方々がそれぞれいらっしゃると思うので、そのうち何人がそのふれあい収集かという、そういう趣旨でしたら、そこまでしかまだいないというか、限界だというふうになります。

齋藤（博）委員

ふれあい収集の対象になる人はどういう人かというのは、これから環境部の方でつくってもらって提出してもらうのだろうというふうに思います。

それで、次に、少し違うところでお尋ねしたいと思います。

先ほど65歳以上の方が3万8,000人程というふうにお話しいただきました。その中で、例えば寝たきりだというよう方、若しくは完全に65歳以上でひとりで暮らしている方というデータがあったらお聞かせいただきたいと思います。

福祉部長

そうした数というのはなかなか難しい部分がございますが、一応、民生委員で調査をしている数でいきますと、在宅で寝たきりの方が50人程度、それから独居のお年寄りが6,011人ということで、今年5月1日の調査だったと思いますが、そういう数字は出ております。

齋藤（博）委員

65歳以上の方が3万8,000人ぐらいいて、そのうちの独居老人が6,000人ぐらいいらっしゃるといことなのですが、さらにそういった調査の中で独居老人でさらに病弱な状況、そういった条件をお持ちの方というのも押さえられていたら、数を教えてください。

福祉部長

先ほどの調査の中では1,906人程度という方が、そこらの細かい基準というのは特にはないとは思いますが、一応、病弱独居のお年寄りというのは1,906人ということで、民生委員の調査の中では把握しております。

齋藤（博）委員

次に、65歳以上でけっこうなのですけれども、介護を認定されている方の数をお聞かせいただきたいと思います。

（福祉）介護保険課長

同じく16年3月末現在で介護認定者数、総数で6,619人、このような数字で押さえてございます。

斎藤（博）委員

その6,600何人かの介護認定者の要介護度に分けたものというのがありますか。

（福祉）介護保険課長

介護度につきましては、要支援を含めて6段階に分かれておりまして、一番軽い要支援が1,083人、そして次に軽い要介護1が2,157人、要介護2が1,076人、要介護3が870人、要介護4が784人、要介護5が649人、このような内訳になってございます。

斎藤（博）委員

関連してなのですが、今65歳以上の方で介護認定を受けている方が6,600何人いて、介護度が要支援から含めてこういうふうになっている。この中で単身者というのは何人いるかというのは、各要介護度別なり、総数でもいいのですが、押さえていらっしゃいますか。

（福祉）介護保険課長

たいへん申しわけないのですが、そういうふうな単身者、複数世帯とそのような統計資料は持ってございません。

斎藤（博）委員

トータルのこととして福祉部長にお尋ねしたいのですが、今私はふれあい収集の観点でこういうことを聞かせてもらっているのですが、最終的には例えば障害を持った方にしても、お年寄りにしても、介護支援を受けている方にしても、サービスの内容での仕切りというのはたぶんできているということなのですが、実態として一番私が知りたいという部分でいう、障害を持っている年寄りだとか、いろいろなひとりで暮らしているよという部分が、どこに行っても出てこないのではないのかなというのが、今いろいろな角度での答弁から浮き上がってくるのです。意地悪ではないと思うのですが、要するに私が聞きたいのも、そこら辺が一番大変だろうなと思ってどのくらいいるのだろうかと思って、いろいろな角度で攻めていくのだけれども、結果としていろいろなデータは出てくるのですが、ひとり暮らしの人というのは、このごみの問題を抜きにしても、押さえられているものはいったいどうなっているのだろうかというのがあるので、ちょっと飛躍しているのですが、その辺について考えがあったらお聞かせいただきたいと思えます。

福祉部長

なかなか独居といいますと、把握しているところは、現在のところは民生委員の調査が主体なのですが、なかなか難しいのは、プライバシー等の問題が非常にございまして、実は民生委員も苦慮しているという状況の中で、調査をしていただいていると、こういう経過がございまして、介護保険の資料関係も守秘義務の部分がございまして対外的に出せませんので、そういう形からいうと、今言った独居とのドッキングはできないという問題がございまして、そういうさまざまな制約の中で、私どもは今いろいろ考えている中では、何とか行政の中でもそれぞれが持っているそういう情報をうまくネットワークにできないかということで、いろいろ研究をさせているところなのですが、これといってまだ名案はありませんけれども、できるだけそういう情報をお互いにやりとりしながら、現実の対応の中で利用していきたいというふうに考えてございます。それらをどういう形でドッキングしたものを守秘義務の中で引き出しをできるかと、こういうこともいろいろ考えながら、行政としてやっていかなければならないというふうに今思っております。

斎藤（博）委員

いろいろな事情もあるでしょうし、いろいろな経過があるから、必ずしも住民努力でどうのこうのとか、戸籍上がどうのこうのという話だけでは振りきれないというのはわかりますし、それぞれプライバシーの一番の部分だということもありますけれども、ただ、不思議な気もしないわけでもないのです。小樽市で福祉部の部長がいて、こういう言い方はあれですが、単身老人の実態ってどこにあるのですかと。なかなか昨日発生した人方ではないですから、歴史的にずっといたはずですから、それがわからないのだというので困りますので、私の切り

口はふれあい収集を考えていくときの基礎的な部分として考えたいというようなことでお尋ねしているわけですが、ただ、ない現実の方が引っかかるものですから、ぜひ工夫していただきたいというふうに思って、この部分の質問を終わりたいと思います。

福祉部長

わからないというわけではございません。それぞれ今持っている情報は利用させていただいていると。したがって、民生委員の今回の調査の中でも、安否確認をしてほしいというふうに思いますかというような調査もさせていただいたり聞いています。ですから、そういう意味では利用できる部分も大いにございますので、そこら辺を工夫しながら、今後は行政の中で反映していきたいというふうに考えております。

斎藤（博）委員

それでは、質問を変えます。

ふれあいパスについて

ふれあいパスについてお尋ねしたいと思います。

今年の4月からふれあいパスの一部負担が導入されて、半年近くたとうとしているわけなのですが、現状について、先ほど来聞いておりますので、ここは繰り返しません。それで、今後の方向というのですか、今年の4月に向けた議論の中でも、私もこれはふれあいパスの在り方の最終形態なのですかと。そして、未来永ごととは言わないにしても、一定のおさまりということに理解していいですかと言ったときに、必ずしもそうではないのだというようなニュアンスの答弁をいただいているわけですし、私は意地悪く、これは有料化の始まりかいというようなことで言い合ったわけなのですが、そのようなことを別にして、半年やってきて、来年度にまたあと半年ぐらいしかなくなっているわけなのですが、今の小樽市の考えなり、今後の方向というものがあるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

福祉部長

ふれあいパスの関係でございますけれども、今年から市内1律1乗車100円という形をさせていただきました。実際に進めてみますと、現在おおむね3割から3割5分、日によっては4割近く利用状況が落ちているという実態がございます。そういう中で、私も中央バスとこの間何回か向こうの調査をいただく中で、いろいろ話合いはさせていただいています。そういう中で、私も現在利用実態を見ていく中で、今年、制度を新たにこういう形でさせていただいた経緯もあるものですから、できるだけ少なくとも現状の制度をさらに負担を増やすですとか、そういう形には当然持っていきませんし、市民の方々の要望の中で例のワンコインの部分、非常に利用しづらいという、こういう部分もございます。それから、乗り継ぎの関係のご要望もやはりございます。こういうものも踏まえて、従来からワンコインの問題については、話はさせていただいているわけでございますけれども、例えばプリペイドカード併用ですとか、あるいは、市民の方々の中には割引にならなくてもいいから、コインのかわりに100円の回数券のようなもの、こういうものも発行してもらえないだろうかというご要望もあります。それらを含めて、そういう割引の回数券ができれば最高なわけですが、できなくても現行でもそういう制度を最悪とれないだろうかとか、できればプリペイドカードなり、回数券の併用というもので、少しでも利用がしやすいような、こういう形をとれないだろうかということで、申出は再三させていただいています。

そういう現状の中では、なかなか中央バスといいましょうか、事業者としては難しいといいましょうか、そういう状況のお話を向こうはしてきております。したがって、これらについて、さらにこれからじゅうぶん向こうところら辺の議論をしていきたいというふうに思っている次第です。ですから、うちの方向としましては、先ほど来話しています現状の制度以上のプリペイドカード併用なり、回数券併用なりして利用しやすいような、そういうことができないだろうかという姿勢で臨んでいるというふうにご理解いただければというふうに思います。

齋藤（博）委員

相手方があるということは理解せざるをえない部分もありますけれども、小樽市のスタンスとしては、二つ確認させていただきたいと思うのは、一つは先ほどのワンコインといいますが、100円という部分は何とかキープしたいということと、もう一つは100円をやめるということにはならないにしても、利用の仕方なり工夫できる部分、100円負担してもらったりやり方の部分では、もうちょっと工夫できないかなと、そういったところを中央バスとやりとりしていると、そういう2点だということではよろしいですか。

福祉部長

そういう方向で話をしております。

齋藤（博）委員

よろしくをお願いします。

中央保育所の取扱いについて

次に、同じく福祉部で中央保育所の取扱いについて、何点かお尋ねしたいというふうに思います。

まず最初に、先ほど報告の部分で中央保育所をめぐる経過なり現状についてお話をいただきました。まず最初に、20年ぐらい前だと思えます。小樽市がしばらくぶりの保育所をつくるという話があって、職員も参加していい保育所をつくるという取組が展開されたと聞いております。そういう中で、小樽市がつくったのですけれども、ふたをあけたら中に職員は1人もいなかったというようなことで、今の中央保育所が走り出したと、そういう経過だというふうに聞いております。なぜ、その時点で、いわゆる略語で言ってしまうと、公設民営の保育所をつくるということになったのか、どういう考え方でそういう判断をしたのかを、お聞かせいただきたいと思えます。

（福祉）子育て支援課長

もう既に23年目に入っているという状況ですが、一つの議論としては、当然その公設民営ということでの財政的なメリットといえますが、そういった問題はあったらというふうに思います。それと、主にはこちらの方が大きな課題だったのかなというふうに考えるわけなのですが、前段の報告の中でも申し上げましたが、中央保育所は市内で初めて障害を持っている子どもを受け入れる保育所、障害児保育を行う保育所として開設をしたわけでありまして。そのときの議論の中で、今もそうですけれども、当時ももちろんそうですけれども、その障害児者に対する療育等で経験を持っている法人ということで、四ツ葉学園にその管理・運営をお願いしたという、そういった経過で現在に至っているものというふうに理解しております。

齋藤（博）委員

それは20数年前ということですが、今回この時期に中央保育所を移譲というふうに書いてありますけれども、後で聞きますけれども、土地も建物も無償でというようなことになるわけです。くれてやるというふうに言ってしまったら違うのかもしれませんが、それを判断した理由というのを、もう一度お聞かせください。

（福祉）子育て支援課長

一つは繰り返しになりますけれども、今年で23年を経過していく中で、当然法人自体、保育所の運営ですとか、その保育等の内容について、じゅうぶん熟知をしたという、そういった経過だろうというふうに思っています。障害児保育だけではなくて、ここ数年来の中で開始されてきました延長保育等も含めまして、そうした経験というのはじゅうぶんに積んできたというふうに思っております。それから、他の点といたしましては、今構造改革なり、さまざまな議論がされているわけですが、保育所、保育業務につきましても、全国的に広く民間活力の導入ということが進められている。同じ福祉施設の中でも、特に規制緩和ということからしますと、保育所運営については規制緩和が進められているという、そういう状況にあるかと思っています。その意味では、一般論ではないですけれども、それぞれの事業主による特色ある保育あるいは施設長の判断による市民ニーズに迅速に対応していくといった、こういった民間運営でやることによってのメリットというものもあるかというふうに思っています。

います。

また、財政的な部分でいいますと、一般財源化の課題というのはもちろんあります。今年度から公立保育所については、一般財源化になったという大きな背景はございます。ただ、個別にとってみましても、例えば保育事業でのゼロ歳児保育、ここの部分は従前は公立、民間区別なく国の補助対象事業になっていたわけですけれども、15年度以降は、民間保育所だけが道の補助対象になると。公立保育所については、国の補助対象から今除外をされたわけなのです。具体的な数字でいいますと、人数とか条件は幾つかありますけれども、1保育所、乳幼児を受け入れますと、120万円の道補助金を受けられるわけですけれども、中央保育所は公立であるということで、道の補助金を受けることができない保育所になっているという、そういった実態もございます。また、国の運営費の中でも、その民間保育所で働く従業員の賃金改善分という、その部分が運営費補助金の中に算定をされているわけですけれども、これについても公立保育所の場合は算定の対象にならない。15年度決算でいいますと、780万円ほどの賃金改善費の部分が国の算定対象にならないため、丸々市の単費で支出をしなければならないという、そういった要件もございます。そういった幾つかの理由の中で、この時期、中央保育所の四ツ葉学園への移譲ということを検討した経過でございます。

齋藤（博）委員

その中で今回は移譲ということですよ。今の公立のいろいろな施設の在り方の中で、指定管理者制度というのが導入されてきているわけでありまして。いわゆる3年以内に直営堅持か指定管理者への選択かというのが迫られるという、たいへん厳しい状況だという理解はしているわけです。そういう中で、私が言うまでもないのですけれども、例えば保育所の在り方についても、直営で身分は嘱託とか臨時とかを含めた市の職員が入って働いている保育所、それから中央保育所のように公設民営の部分、今新しく指定管理者制度に基づく施設の運営ということで、今年の7月からさくら学園を和光学園にお願いしていると。ここまでは管理者というのは、全部小樽市だということでは、一つの枠の中にいるというふうに思っているわけなのです。これが移譲することによっては、民間が悪いという意味ではなくて、流れとして直営で職員がやっている場合、直営で民間が運営している場合、指定管理者制度でやっている場合というのは、ここまでは責任者は小樽市長、小樽市だというふうに理解されているわけなのですけれども、今回の移譲というのは、一気にそこを超えて民間に保育所の施設をくれてやるというようなことを決めただけなのですけれども、この辺の、なぜ公設民営だったのだから、実際もそれを指定管理者にお願いしてやっていくのだと。これは四ツ葉学園なのですというような方法をとらないで、建物そのものを、俗的で申しわけないですが、要するにくれてやるという判断をしたのが、もう一度お尋ねしたいのです。

（福祉）子育て支援課長

無償の部分については、また後でちょっとお答えをさせていただきますけれども、全体的な構造の部分につきましては、今、委員の方からもご指摘がありましたとおり、小樽市内には20の認可保育所がございますけれども、12が民設民営、それで七つが公設公営、そして中央保育所が公設民営という、この三つの形態で認可保育所が実際にはございます。それで、その辺の枠組みの部分なのですけれども、ご指摘のとおり、私どもも今ある七つの公設公営の保育所、直営の保育所と言っていいのですけれども、直営の保育所についても、やはり今後、指定管理者制度の導入、そういったことは検討していかなければならないということでの認識はございます。

ただ、中央保育所についていえば、この中央保育所についても、現在は23年間いわゆる随契という形で四ツ葉学園にお願いをしてきたわけですけれども、18年度からこれも含めて指定管理者制度に移行していくという、こういう状況も一方ではあるわけです。ですから、そういった幾つかの状況を踏まえれば、既に23年間という、たいへん四半世紀の経験を積んでいる四ツ葉学園に中央保育所の運営をお願いをするということが、最も妥当な選択肢のかなというふうに考えております。ただ、先ほど来から他の市の施設の民間委託等の議論もございますけれども、ご承知のとおり、認可保育所というのは、指定管理者にしても、それから移譲するにしても、基本的には入所決定

あるいはそれぞれご家庭の保育料、この決定というのはあくまで市町村が持つという、ここの公平性の担保というものが児童福祉施設でありますので、その辺も含めて今回の判断をしたということで、ご理解をいただきたいと思えます。

齋藤（博）委員

今の話だけを聞いていると、22か所、何の区別もないのですということだけが強調されているような気がしまして、私が聞きたかったのは、指定管理者制度に何で1回クッションを置いてみなかったのかという部分を、説明いただきたいなというふうに思えます。

それから、23年間という時間の長さといいますが、この間お願いしていたということもありますし、当然なれているとか、23年間も委託をされていれば、それなりの資本投下をしてきたというようなこともあるので、気持的にわからないわけではないのですけれども、果たしてその指定管理者制度をパスするという自体が、どうなのかなという思いは少しあります。情としてはわかるのですけれども、どうなのかなという部分はあります。結果としてほかの方が参加する権利がないわけですから、譲渡することによって、中央保育所をやってみませんかというチャンスを提供する機会というのはなくするわけですから、そういった点についてはどうかなというものはあります。

この項、最後の質問ですけれども、これは無料で四ツ葉学園に譲渡するという部分の判断として、どういうことがあって、土地も建物もくれるのだというようなことになったのかというのを、もう一度お聞かせいただきたいと思えます。

（福祉）子育て支援課長

報告の部分でじゅうぶんお話できなかったのかなと思うのですけれども、一つは土地の関係につきましては、無償貸与、これは譲与ではございません。土地は無償でお貸しするというで考えております。これはそれぞれにいろいろな経過があったらというふうに思うのですけれども、現状でも民間で保育所をやっていただいておりますところの四つの部分については、実は市有地です。そこを無償でお貸しして、保育所をやっていただいているというも、現状としてもございます。そういった意味では、極めて認可保育所という公的な業務を行うという形の中で、土地については無償での貸与、貸付けを考えております。

それから、建物の方は無償譲与、ただで差し上げるといって考えています。もちろんこの辺のことは、今後法人側ともいろいろな協議をしていかなければならないわけですから、現在もうこれで決まったのだとかということではないのですけれども、現状での考え方ということで理解をお願いしたいというふうに思っております。

それで、建物についてはなぜ無償で譲渡なのかということなのでも、一つの大きな理由といたしましては、昭和56年にここの建物を建設しておりますが、そのとき国と道の補助金を受けております。国の補助金の要綱の中では、本来的には市のもので建てますよということで補助金を受けているわけですから、それを処分する場合は、基本的に返しなさいと、出した補助金を返しなさいという決まりになっております。ただ、返さなくてもよい幾つかの条件として、無償の譲渡あるいは貸付先が社会福祉法人であること、あるいは無償での譲渡なり貸付けなりという、そういった条件の中でこの補助金の返還というのが免れるといたらおかしいですけれども、返還をしなくてもよいということになっております。実は鉄筋の建物ですので、国の条件が解けるのが65年間という極めて長い期間その条件がついておりまして、現状で積算しますと、有償にした場合当時の補助金の3分の2ほどを返還をしなければならないという条件があると思えます。それからもう一つは、22年、23年目に今年入っているという中では、当然、今後一定の補修等も考えていかなければならないだろうという部分も含めまして、現状では建物についての無償譲渡ということ考えているところであります。

齋藤（博）委員

補助金4,000万円を返さなければならないのだったら、4,500万円で売れないのかというふうに考えられないということなのですか。それは無理、今言ったように、要するに建物はそんな価値はないということを行っているのか。

(福祉)子育て支援課長

いや、架空の話というか、仮定の話であれなのですけれども、ただ4,500万円で売りますよね。そうすると、その売った分は全部4,500万円国に返さなければならないわけですから、それであれば無理してしなくてもよいのではないかなというふうには考えております。

斎藤(博)委員

この部分の取扱いは、第4回定例会の中でもまた議論させてもらえるのだらうなと思いますので、今日、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

新病院への小樽市医師会からの要望について

最後にまとめてお聞きしたいというふうに思います。新病院準備室の方にお尋ねしたいと思います。新病院をつくる際に、地域連携ということが、非常に大事なのだということは何回か議論されておりますし、小樽市医師会との協議という部分もそれぞれ触れられているというふうに思います。そういった中で、小樽市医師会の方の地域医療にかかわる委員会と、小樽市の新病院の特に基本構想を見直す作業をやっている部分との間で、何回か議論が展開されているというふうに聞いております。そういった中で、9月に入ってから、小樽市の方にそういった作業をやっている方に対して、小樽市医師会の方から何点かの要望と申しますが、新しい病院の在り方について意見が出されているというふうに聞いておりますけれども、もしご承知でしたら、どういった内容だったのかということ、それからそれに対して、まだ結論は出ていないかもしれませんが、どういったような考え方を返事しているのかと申しますが、待機しているのかと、そういったところで、今日の委員会の中でお話しできる部分があったらお聞かせいただきたいと思います。

(総務)市立病院新築準備室長

医師会との話合いの中身でございます。先ほどお話がございましたように、実はこの話合いというのは、4月からスタートいたしまして、たまたま市立病院の方では、両病院の院長を中心に基本構想の精査検討作業を進めている中で、医師会のご意見をいただくということで、並行してずっとやってまいりました。その中で4月に第1回目の話合いを行いまして、この8月まで5回の話合いを行っております。この医師会との話合いをしているのは、医師会ということではなくて、医師会の中に医療福祉関連問題検討委員会というのがございまして、ここに医師会の理事の方、10人ぐらいなのですけれども、メンバーでいらっしゃいます。その方々と先ほど言いました院長・副院長会議というのを市立病院で立ち上げて検討してまいりましたので、その会議とお話合いを4月から5回にわたってお話をしてきたということで、そして、たまたまこの9月17日にこの5回の検討、お話合いの中身を医師会の会員の方にお知らせしたいので、医師会のこの検討委員会で市の基本構想に対してこういう意見も出しましたよと。そして、それに対して市の方で、考え方としてこういった考えを現時点で示されておりますというような形で、会報と一緒にその経過をこの17日に回すということで、事前に市の途中経過の部分についてチェックしていただきたいということで、メールで本紙をいただきました。その中でどういう提言がされているかということも、この5回の話の中に出てきた内容をまとめたものでございますので、それに対して市の現在の状況はどうかということについて、チェックしてもらいたいということでチェックしてお渡ししてあります。ですから、最終的なものはいただいておりませんが、会員の皆さんにお配りしたのは、ほぼ私どももいただいたその内容でご案内されているというふうに聞いております。

それで、どういうご意見かということでございますけれども、まず診療科目についてでございますけれども、これも先ほど委員がおっしゃいましたように、現在、両病院の院長・副院長会議で検討中で、今月中に何とかまとめて、10月中に議会で報告したいというようなことで今作業を進めているところでございますけれども、そういうわけで完全に結論が出たわけではございませんけれども、どういう考え方なのか、どういう方向性で今考えているかということ、概要だけ少し話したいと思います。

診療科目につきましては、この医師会の検討委員会では、市内の各病院の現状を勘案すべきであると。そして特に脳神経外科、循環器外科、産婦人科、小児科などを重点的に整備すべきであると。既存の病院の持つ専門性との重複は避けるべきであるというようなご意見をいただいております。

それから、病床数につきましては、市内の病医院の不足している脳神経外科、それから循環器外科、産婦人科、小児科、感染症などを重点的に整備すべきであると。

それから、地域連携につきましては、紹介型の病院、逆紹介などを積極的にやっていくべきであるということと、それから卒後研修病院の認定を受け、研修医の育成を図るべきだというようなご提言をいただいております。

それから、オープン病棟につきましては、基本構想では病棟ではなくて、オープン病床というようなことで考えておりますけれども、これについては病棟の設置を希望したいというようなご意見をいただいております。

それから、あと高等看護学院につきましては、引き続き継続設置していただきたいという要望が出されております。

それから、あとは大きな課題でございますけれども、これは救急医療の体制でございますが、これにつきましては、医師会のこの検討委員会としましては、救急医療体制については、医療機関の機能に応じて1次、2次、3次救急と役割を分担すべきであるということと、それから新しい市立病院については、2次救急以上の高次救急を分担し、1次救急に不備があった場合には、それを補う役割を果たしていただきたいというようなことでご提案いただいております。それで、医師会の検討委員会としては、1次救急については、ほぼ現行どおり体制を維持していきたいと。そして、現夜間急病センターとそれから土曜日、祝祭日については、市内医療機関が当番で行うプランを示してきております。ほぼ現状でやっております救急体制と同じ形で示しております。

以上、こういったような形で医師会のこの検討委員会からご提案、ご意見、それからご提言が出されたわけでございますけれども、これに対して現状としての市立病院としての考え方でございますが、診療科目については、これは懇話会からご提言をいただいておりますが、両病院に現在ある診療科目はそのまま継続していただいて、そのほかに、例えば形成外科だとか、それから歯科・口腔外科、そういったものがどうしても市民が要望しているので、ぜひ設置してもらいたいと。それから、あと内科については、呼吸器科、消化器科、それから神経内科というように専門化していただきたいというような懇話会のご提言がございました。そういったことも踏まえて、それから院内で医師方がいろいろ基本構想に至るまで、構想検討会議だとか、そういったもので検討を重ねてきて、市立病院のこの小樽病院の総合診療機能、それから第二病院の高度専門機能、こういったものを生かしつつ、現在の両病院の診療科を維持していくことが必要ではないのかというようなことで、この診療科目を先ほど医師会の検討委員会の方からご指摘がありましたように、既存の病院の持つ専門性との重複を避けるべきだとかというようなことでいきますと、やはりこの診療科目を削るとということになるということになりますので、それは現状としては非常に難しいのではないかなというような方向で今検討しております。

それから、あと病床数につきましては、今回、今まで両病院890床ある中で493床にしたと。その中の一般病床が371床という中で、50パーセントぐらいに近いダウンサイジングを行っておりますので、そういった中でこれ以上ベッド、病床数を減らすというのは、なかなか難しいのではないかとということで、今後この493床の中で各診療科の配分について、さらに検討していきたいという方向で今考えております。

それから、あと地域連携につきましては、これは特に連携をこれから密にしていかなければならないのは、市内にあります大きな公的病院といいますが、協会病院、済生会、それからエキサイ会、この三つの病院とは特に連携を密にしていかなければなりません。そういったことで、先日第1回目の3公的病院との話し合いをしております。そして、今後も個々にお話し合いをして、新しい病院に向けて連携体制を確立していきたいというようなことで考えております。

それから、あとオープン病棟のことでございますけれども、これも先ほど申し上げましたように、ベッド数が相

当ダウンサイジングしたという関係で、オープン病床を病棟として持つのは非常に難しいということで、病床として、10床ということでございますけれども、これについてはやはりそれ以上は難しい状況でないかということですが、ただ、現在オープン病床を利用されている市内の先生方等とも、これから個々に話し合いをして、いろいろなご意見を伺いながら、最も利用しやすいようなオープン病床ということで検討をしていきたいと。それから、10床の持ち方ですけれども、ばらばらに持つのではなくて、ある程度固めた形で利用しやすいような形だとか、そういったようなことで、いろいろお話し合いをしていきたいなというようなことで、今検討しております。

それから、あと高等看護学院の継続関係でございますけれども、これにつきましては、現在ある果たしている機能の状況からいいましたら、必要性は非常に高いものだということで、当面存続していかなければならないという方向で今考えております。

それから、あと救急関係でございますけれども、これにつきましては、先ほど言いましたように、医師会の検討部会としては、現行の形でということでございますけれども、これも先ほど申し上げましたけれども、懇話会の方からご提言をいただきまして、夜間急病センターについては、新小樽病院に移設してもらいたいと。そして1次についても医師会と協力をして充実を図っていただきたいというようなご提言がございました。そのご提言を踏まえるとともに、院内でもかなり以前からこれに向けて検討してまいりまして、基本構想におきましても、できることなら1次から対応するというので、24時間365日というような表現の仕方でも体制の考え方を示しておりますけれども、これも医師会との話し合いの後、具体的にそれでは、どういう運営をするかということで、いろいろ考えていたわけですが、これについても1次からやっていくべきではないかということで、今検討しております。そして特に小児救急についての充実を図っていかなければならないということで、今、そういう方向で検討しております。

以上、雑ぱくでございますけれども、医師会の検討委員会から出たご意見、ご提言に対する現時点での市立病院としての考え方をお伝えいたしました。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブに移します。

大島委員

このたび代表質問あるいは一般質問、そしてまたこの予算特別委員会を通して、ごみ有料化・減量化について、いろいろな角度から皆さんが質問し、また答弁もいただいております。今までのこの議論を通して、私は昨日、予算特別委員会の態度表明をいたしました。有料化については、今のこのご時世やむをえないだろうと、このように苦渋の選択をしているわけですが、ただ、実施計画を見ますと、やはり見直していただきたい部分が多々あります。初めに売上げありきで、いろいろな事業をやる予定ではないのかと。今、市としてはいろいろな角度で、行政のスリム化、減少化に向けて進んでいる中で、ここだけが、環境部の今のこのごみの事業については、拡大拡大というように私は解釈をしています。このことについては、既に予算特別委員会やなんかでも議論されていることでもあります。私も同感だと思っております。そして、これから取り組もうとしているものについては、再検討をしていただきたい。そのようなことで市民クラブとしての態度表明をいたしました。そのような観点から、環境部にお尋ねいたします。

資源物回収ボックス設置の助成について

まず、資源物回収ボックスについて、町会が設置する場合には助成するとあります。それとまた、その内容と基準について、どのようになっているか。先ほどの答弁にもございましたけれども、もう一度お聞かせください。

(環境) 廃棄物対策課長

資源物回収ボックスの設置に対しての助成についてであります。現在、要綱を作成中ではありますが、ま

だコンクリートではない状況の中で案として説明をさせていただきますけれども、助成額といたしましては、ほぼ全額補助的に考えております。上限は30万円程度ということで考えてございます。助成の対象といたしましては、町会、自治会等と考えてございます。それから、取扱品目につきましては、市の資源物収集と同じ品目ということで考えてございます。それから、集団資源回収との関係ということで、先ほども説明させていただきましたが、町会等で一生懸命集団資源回収を進めていただいているのですが、町会できちんと会館の例えば横の方に集団回収用のボックスを設置しているところもございます。中には、そういう場所の確保をできないという町会においては、集団資源回収のボックスの関係については、かなり期待しているのではないかと思います。集団資源回収とのリンクといえますか、例えばそこに資源物がたくさん集まって、資源物が出せない状況といえますか、適正な管理ができない状況でないといえますか、適正な管理をしていただくという中で助成をするという考えでございませう。

大畠委員

そうしたら、この30万円というのは、今日初めて聞いたのですけれども、私も実は一般質問を15日にしているのですけれども、同じ質問をしております。答弁はこうなのです。現在、助成の対象、基準、金額などの詳細について検討中であります。今後、町会の方々の意見を聞きながら、具体化してまいりたいと考えております。これが、いつ上限30万円というのを決めたのですか。そして、私の15日の質問に対して、どうして今のような答弁ができなかったのか。その点についてお願いします。

(環境)廃棄物対策課長

確かに、大畠委員の一般質問の市長からの答弁の中で、現在、助成の対象基準、金額などの詳細については検討中であると、こういうことで答弁させていただいておりますが、今日は常任委員会ということで、私ども今内部で検討している現在の状況を、常任委員の皆様にも現時点でのお話ということでさせていただいたところであります。

大畠委員

せっかく資源物回収ボックスというものを設置するに当たって、やっぱり同じことを聞いているのです。検討中だと言っているながら、常任委員会の皆様にも聞いていただきたい。議場では全議員がおります。そして、議員の中には町内会長も何人も来ております。たいへん環境部廃棄物対策課長の一連の質問や資料要求に対しても、私はこのたびほど不信心を持ったことはございません。本当に残念です。

また再度言わせていただきますけれども、資料要求した、これだって、町名は出せない、団体名は出せないと言ったのは、どなたかに気を使ったのではないですか、私はそういうふうに解釈しておりますよ。これは、先ほども申しましたように、議員の何人かの方々が町内会長をしています。そういうことに配慮して、団体の登録名は出せないというふうに断ってきたのではないかと。私は、課長の一連のことをずっと見てきておまして、そしてまた先日の予算特別委員会の繰り返しになりますけれども、課長は上司と相談をしたと。上司は先日では課長の独断だと。課長の判断で出せないと言っていたと。そして今また、この私に対する一般質問の件でございませう。そのようなことで、私は非常に残念だと思っております。具体的に質問に入ります。

環境部長

私の方から今の件につきまして、一言お話しさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど課長が30万円とか20万円とかという数字につきましては、実は先般、有料化に伴って、平成17年度から行う市民サービスの事業にどの程度お金がかかるのかと、こういったことの中で、私どもとして、あくまでもこれはまだ金額を決定しているわけではないわけですが、あらあらの概算としてお示しした数字を実は内訳を聞かれたということでお話しをさせていただいたと。そういった中でも、課長はあくまでもこれはまだまだ要綱の決まっている段階ではないのだと、一つの案中の案だけれども、こういう金額を積み重ねたものだというのを、実は前もって説明したのでないかと、私はそういうふうに考えます。ただ、今のような質問のお答えの中で、今、大畠委員が言うように、そういうふうに見られたのかなということで、私、今心配をしているわけです。いずれにいたしましても、これはまだ新

たな市の新年度の予算の中で、皆様方でご議論をしていただき、あるいはまた市民の皆様方の意見を聞きながら、この補助要綱の内容といったものをきちんと決めていかなければいけない。その中でまた金額も、それが適切であるのかどうか、そういった部分はどうか、そういったこともいろいろ議論をした上で、私は決めていかなければならないと。ですから、先ほどの高橋委員に対する答弁につきましても、あくまでも参考の範囲でして、新聞記者の方もおられたわけでございますけれども、これはあくまでも決めたという数字ではなくて、参考に言ったということの数字で、この数字だけがひとり歩きされては困るということで、私どもとして考えたわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。あくまでもこの高橋委員に対して答弁した資源物回収ボックスのことについては、これから慎重に決めていくということについては、大島委員の一般質問の答弁とも何ら変わりはないということで、ご理解願ひます。

委員長

大島委員、ちょっとお待ちください。委員長として議事整理させていただきますけれども、これまで同じ議会で同じ質問を最初にやった議員に対する答弁を、さらに踏み込んで詳しくやる場合は、なぜ踏み込んで他の議員に詳しく答弁をするかということをお話をして、それから答弁していただかなければ、最初に質問した方にたいへん失礼になるし、不信感が生まれて審議の障害になります。以後注意をしていただきたいと思います。お願ひしておきます。

大島委員

その上限30万円というボックスなのですけれども、金額設定も上限ということですから、どのぐらいのものができるのかなど、頭の中で描いております。何を描いているかといいますと、私が住んでいる地域にもごみの鉄製の箱をつくっております。5万円できています。2個でかなりの規模です。そうすると、30万円となると、これはもう屋根もかかり、壁もあり、床もあります。どの程度のものを想像したらよろしいのでしょうか、その点についてお聞かせください。

(環境) 廃棄物対策課長

資源回収ボックスの規模の関係についてでございますが、現状で考える中では、予算をつくる中で20万円、30万円という中で先ほど説明いたしましたけれども、30万円の規模ということの設定の中では、二、三メートルの幅で奥行きが1メートル50、大きければ2メートルぐらいという、物置というようなイメージの中で、一応予算をつくらせていただいております。しかし、今後、町会や自治会などで設置することになりますけれども、その際にはやはり利用する方、その地域住民の方がじゅうぶん話し合って、一番使いやすい形のものを設置していただければというふうには考えております。

大島委員

2メートル掛ける2メートルないし1メートル50センチと。そうしますと、高さもありますよね。現在、私たちが使っているものから比べると、かなり大きなものが想像できます。そうすると、設置する場所も限られた場所になるのかなど。しかし、私らが住んでいる町会は、小樽でもマンモスの町会でございます。そうすると、多分先ほどありましたけれども、会館の横とか、そうすると限られた方々しか利用できないのかと。先ほどの中でも、質問が答弁の中にもありましたけれども、大きな町会であれば、ブロックですること考えられる。あるいは自治会でと。これはぜひ、これこそ私がお金をかけてでもやっていただきたい、数多く許す限りつくっていただきたいと、そのように期待をしております。

不法投棄のパトロールについて

次に、実施計画の中にあります不法投棄対策、山間部などにおける不法投棄に対して監視体制を強化することで、監視車両の増車及び監視員の増員ということで、答弁をいただいております。この点については、私は非常に疑問を持っております。これでどのぐらいの予算を見込んでいるのか、まずその点についてお願ひします。

(環境)管理課長

増加分でございますけれども、不法投棄対策といたしまして、夜間パトロールを含めてですけれども、420万円程度を現在としては考えているところでございます。

大島委員

そうすると、車も含めてですか。増車分も含めてですか。

(環境)管理課長

そうでございます。車と嘱託職員がおりますので、それを3名増やしますけれども、その分を含めてその金額です。

大島委員

一般質問でも申し上げているように、特に現在は1台の3名、これを3台の6名にするということで答弁をいただいておりますけれども、夜間のパトロールについては、非常に私は危険を、事件に巻き込まれる可能性があるのではないかとということで、質問をしております。携帯電話を持っているから、あるいは警察に後日通報するからということでございますけれども、私はこの点については、この夜間パトロールについては反対です。夜のドライブに終わるのではないかと、私はそういうふうに思っております。といいますのは、現在の道順を、パトロールの状況を見て、私の思いですよ、これについては、ぜひ考えていただきたいと、そのように思っております。

先ほどのどなたかの質問にありましたパトロール、今現在20か所だと。それで、先ほどの質問された方、そこもパトロールをしますよと言っていたのですけれども、この20か所の場所を教えてください。

(環境)管理課長

市道名で言わせていただきます。望洋台のところの軍用線、ジャンプ台方面ですけれども、そこと、豊倉小学校の大正新線、そちらのところ、あとは石狩線になります。それと樽川墓地のあたりが3か所ほどあの辺を回って、桂岡本通線、桂岡浄水場のあたりですけれども、そちらを回っている。春香山の方で和宇尻山手線、そちらでございます。望洋台3丁目から桜5丁目にかかけました砂防ダムがあるのですけれども、そちらのあたり、10番目としては潮栄線、通称サイクリングロードというのですけれども、こちらと南山手線、それで11か所目として、天神浄水場のあたりの若松線、それと旭展望台の松山線、それと旧と畜場あたり、稲穂沢線に土木事業所がありますがそのあたり、豊井のあたり、あと祝津山手線と上赤岩道線、旧天望閣のあたりの2か所なのですけれども、それとオタモイの海岸、オタモイ通線、これが19か所で、20か所程度ということでございます。

大島委員

このパトロールのコース、私全部承知しているわけでございませぬけれども、時期や季節によってずいぶん違いがあると思います。これを現在は1台で回っているのですか。

(環境)管理課長

およそ2日間かけて、これを回っているという状況でございます。

大島委員

具体的にお尋ねします。豊井方面もございました。あるいは旧と畜場、これは長橋バイパスから塩谷へ抜ける道路だと思います。あの塩谷のフルーツ街道のところ。ここ本当にパトロールしているのですか。パトロールの報告はありましたか。

(環境)管理課長

実は、ここの部分は、確かに捨てられるところが非常に多い状況なものですから、現状として見てはいるのですけれども、その部分を回収できないという状態なものですから、これはそれぞれ所管がございまして、例えばゴルフ場のあたりであれば、経済部が絡むのですけれども、そういうところの中では話はしているのですけれども、各管理者の方にそういう部分については、ここに捨てられていますよという実態の中では報告をしているところで

ございます。

大島委員

捨てられていますよという報告だけですか。実際にこの旧と畜場方面、現在どうなっていますか。

(環境)管理課長

あそこは何回かに分けて経済部がとったのですけれども、そのときにうちの監視員並びに環境部も出まして、それであそこをきれいに春先にはしたのですけれども、その後私はそこは行ってございませんので、承知はしてございません。

大島委員

課長がパトロール員ではないわけでしょう。監視パトロール車があるわけでしょう。その方はどうなのですか。

(環境)管理課長

その部分の報告は、直接私受けてございませんので、承知はしていません。

大島委員

だから、ドライブに終るのではないかと私は言っているのです。地域の方から苦情が来ました。警察も来ています。警察が来たのだけれども、用が足りなかったと。そして、現場を見に来てくれということで行きました。たしが課長にはこのとおり捨てているので、対応してくださいということで私は伝えていました。それで今度は、今前段に話がありましたように、所管の違いだと、経済部だと。あそこは経済部の山林だと。だから、見て見ぬふりをしているのではないかというようなことで、再質問で言いたくなるのです。二月かかっていますよ。現在は捨てられておりません。それはどういうことかという、あそこに旭展望台への散策路があるのです。ちょうど車が1台入るのです。そこにくいを打ってテープを張っただけです。私もその後ちょくちょく通っています。たったそれだけをしたことで、雪が解けて、今もう秋になりますよ。あれだけ山積みになっていたところが、捨てられていないのです。だから、ちょっとの工夫なのですよ。課長も行ってみてください。かつての面影は全くございません。捨てに来る方も考えるのではないですか。それから、実際に今度豊井の浜はどうでした。パトロールをしているということですが、業務報告や何かでは上がって来ていなかったのですか。

(環境)管理課長

私は、実は口頭で監視員の方から1度話を聞きまして、ひどい状態だというのを私自身もわかっておりましたので、あそこは基本的に建設部が除雪に使っていた部分なのですけれども、その中で基本的に不法投棄された部分は、私どもの考え方としてなののですけれども、各管理者の方に清掃していただきましょうと。ただ、いろいろ民間の土地とかそういう部分があれば、ケース・バイ・ケースの中で、環境部も協力を当然していかなければいけないものですから、そういうふうになっているということです。豊井の浜でございますけれども、それは建設部の方にきれいにしていただきたいという話を私2回ほど、春先と委員の方からご指摘ございました部分もあったのですけれども、そのときに建設部の方に私の方からきれいにしてくださいという形で依頼したところです。

大島委員

監視員は報告は口頭をするのですか。文書でないのですか。その点について。

(環境)管理課長

文書を基本的にはいただくのですけれども、たまたまその部分につきましては、私が口頭で聞いたところです。

大島委員

口頭はいいけれども、報告は正式に文書ではなかったのですか。

(環境)管理課長

豊井の浜の部分につきましては、文書でなくて口頭で受けたということです。

大島委員

本来はどうあるべきなのですか。

(環境)管理課長

基本的に言いますと、文書で不法投棄された部分の処理がありますので、文書的にいただくのですけれども、豊井の浜自体が恒常的に汚れているという部分もありましたので、その中で文書ではなくて、口頭で説明したのだろうなというふうに考えております。

大島委員

恒常的という言葉は違うのではないですか。現在、どのようになっておりますか。パトロール車から報告はございますか。

(環境)管理課長

その部分につきましては、最終的には文書でもって確認はしていませんけれども、きれいになっていると、情報等もいただいているような状態はではありますけれども。

大島委員

それでは、監視パトロール車が文書で報告するという基本的な姿勢をやっていないのではないですか。だから、私は増やしても意味がないと言っているのです。この浜は、確かに浜というのは旧道ですよ。すぐ海です、浜です。けれども、ここは春は雪捨て場です。ところがゴールデンウィークを過ぎても、もう雪と一緒に持ってきたゴミが出るのです。ゴールデンウィークということになれば、あそこのかいわいはかなりの人が出ます。見るに見かねてどうなっているのだろうかということと言わなければ、清掃がないところなのです。本来ならばそういうところでは、ここには今建設部はおりませんけれども、清掃しなければならぬはずですよ。市民からの苦情や何かがあって、初めてです。市民はわかりませんよ、所管は。ゴミがあれば環境部だと思うだろうし、舗装が壊れれば、それは建設部だということはわかりますよ。けれども、市民はわかりません。それで、ご承知のように、夏休み前になると、小中学生が海岸を清掃しています。豊井の浜もさう。海水浴、浜開きの前に高島の小学生が父母と一緒に、もちろん生徒も含めて、ゴミ拾いをやっております。そしてまた、中間には、あまりにも汚れるので、8月20日ころ、1度清掃をしたということ聞いていました。その後なのです。だから、場所によって季節によってゴミの捨てられる場所というのは、違うのです。そのための監視パトロールではないのですか。

おおむね今説明をいただいた20か所を、2日に1回パトロールをしているといっても、パトロールの役目を果たしていないのではないですか。しかも、だからパトロールの日誌を出してくれということまで、ここは建設部なのですけれども、それまで見なければ信用できないのです。だから、私は道路のパトロールにしても、今の環境部の監視パトロールにしても意味がないと。市民から我々に通報されて、頼まれて現場を見に行く。これはひどいなということで行くのです。豊井のトンネルは今トンネルの工事をやっていますから、先日も申しましたけれども、あそこにあれだけの業者の方々が作業に来ております。仮設の事務所もございまして。しかし、それはゴミの中です。ゴミの中で仕事をしている。非常に残念です。そういうことで、私はこの夜間パトロールについても非常に疑問があるということで、これは再検討してほしいと、そういうふうに思っております。

(環境)工藤副参事

不法投棄のパトロールにつきましては、市の関係につきましては、それぞれ管理者責任ということで、パトロールを市に報告を受けて、各担当部の方へ通報し、速やかな撤去ということでやってきましたけれども、現実的には今ご指摘あったとおり、じゅうぶん機能していないと、こういう面がございまして、既に関係部とは庁内連絡会議において今後どのようにしようかということで、環境部が主体となって今後そういう不法投棄については速やかに撤去していくと、こういうことで、鋭意検討し、進めておりますので、なにとぞご理解のほどよろしく申し上げます。

大島委員

世の中がどうしてもこんなに変わったのかはわかりませんが、家族でキャンプをする。当然飲物もあります。けれども、せっかく袋に入れてもそれを捨てていくわけでしょう。捨てるのは大人ですよ。どこかやはり狂っているなど。そしてまた、確かに民地の場合は民間のそれぞれの地権者がやるのですよ、清掃するのですよということで、先日も答弁をいただいております。例えば、海岸、地主さんはやっている方もおりますよ、自分の責任で。そういう場合は、来年もし有料化で袋が出ますと、どの袋を使うことになるのですか。ボランティアの袋なのか、有料の袋なのか。その点について。

(環境)管理課長

自分の敷地内のものを、例えばほかの方から来たという部分については、ボランティアで拾うでしょうから、それはボランティア袋でもって出していただくということになると思います。

大島委員

過去にも出たのですが、高島で釣り船をやっている方が旧道、トンネルが行き止まりになっていますよね。職員の家族と職員で、冷蔵庫のところからずっとごみ拾いが始まるのです。それは車の駐車場、釣りに来た方、遊びに来た方が投げていく。ところが、おれはお客さんを乗せて商売をしている。けれども、せっかく来たお客さんがごみの中で大変だろうから、燃えるごみもあるので、袋を役所からもらえないかと何年か続けて届けた経緯があります。来年から有料化ということになれば、これはやるかやらないか、私はわかりません。しかし、そういうときというのは、ボランティアの袋をいただけるのですか。

(環境)管理課長

基本的には、個人であろうと、団体であろうと、ボランティアでやっていただいているごみを収集していただいている部分につきましては、ボランティア袋を町会等に配りまして、その中から使っていただくという状態になると思います。

大島委員

この点についても、ボランティア袋の配布についても、きちんと要綱を決めていただかなければ、いろいろまた問題が後日発生するのではないかと。これはお願いをしておきます。

それから、監視カメラの設置の検討とございます。これはどこにどのように検討しているのですか。

(環境)管理課長

この部分につきましては、まだ検討の段階で基本的にどこにつけるだとかというのはまだやっていませんで、予算的にも先ほどの金額等の方には入れてはいないのですけれども、今後、札幌市でつけている事例があるのですけれども、そういう部分を参考にしながら、もし効果が上がるようであれば、そういう部分をまねしたいなということで検討ということでやらせていただきます。

大島委員

今パトロールのコースをお聞きしました。するとすれば、恐らくこの中にどこかに設置するとすれば、これは意味がないのではないかと、このように私は思っています。下手に設置をすると壊されますよ。ごみを捨てに来る方です。間違いなく壊されます。私はそういうふうにも思っております。ぜひ再検討していただきたいと、まだ決まったわけではないということですから。このように一つ一つ今のやろうとしていることを見ていくと、本当にいいのだろうかというふうに私は疑問に思うのです。その結果、そのしわ寄せが市民の負担になりますから、これは検討していただきたい。

そしてまた、先ほどのごみの不法投棄についても、あるのがわかっていたと。例えば、また古い話を持ち出して、また始まったかということになりますけれども、私たち浜辺と海をきれいにする会、今年26年目、26回目が終わりました。過去に新光町の町会の1か月分のごみが捨てられているという場所が小樽の石狩新港区域にございました。

これはもう大変な量でした。けれども、お尋ねしたら、小樽市も知っていた、環境部も知っていた。そこに大量のごみが捨てられていた場所、道も知っていた。けれども、手のつけようがなかった。それはなぜかということ、あまりにも大量なごみなのです。もちろん車もそうです。車はもうすっかり跡形もなく、証拠が残らないように、何台か燃やされているものがございました。それは追跡調査をしたら、そのうちの何台かは所有者がわかりまして、片づけてもらいました。しかし、監視パトロールがせっかく出ているのですよ。それを手をつけられないということで、何年間も放置しておくというのは、私は行政の進める中で問題があるのではないだろうか。今、浜辺と海をきれいにする会が取り組んできれいになっております。

そういうことで、確かに浜辺もずいぶん変わってきました。本当に変わってきました。きれいになっております。浜茶屋の方々も20数年前は全部ごみは砂を掘って、その中に埋めていた時代でもありました。しかし今は、前段で申しましたように、その地域に関係する学校あるいは小中学校、幼稚園あるいはいろいろなボランティアの方々、夏休み前には本当に日程の調整をしなければならぬくらい、年間の行事になっております。小樽の浜もそうです。しかし、一方では、監視パトロール車を出しているながら、見て見ぬふり、あそこの所管だ、ここの所管だということをやっている間に市民から苦情が来るのです。これはもう、ぜひ不法投棄対策に真剣に取り組んでいただきたいし、捨てないような教育をぜひしていただきたいですね。一般質問の冒頭に、本州から進出してきた企業、人力車の話をしました。感心ですよ。本当に、あれは見習うべきだと思います。お客様のおもてなしの心を実践しております。朝夕やっていますよ、清掃を。そんなことでぜひこのごみの問題については、少しでも市民負担が軽くなるような努力をしていただきたいと、そのように思っております。部長の方から答弁願います。

環境部長

非常に貴重なご意見でありたいと思っておりますが、私も今のお話を聞きながら、実に同感だと思うわけですが、やはり大事なことは不法投棄をいかにさせないかということ、例えば先ほどの林への不法投棄に対するそういう通行上のちょっとした工夫、あるいはまた、市民の皆さん方の意識啓発といった問題を含めましてきちんと取り組んでいかなければならないと思えました。ただ、今のお話の中で私も非常に感じて、今回の施策の中に入れておりますのは、いわゆる今回は不法投棄物の撤去の強化という部分がございます。私どもとしては、今までの市民の皆さん方やこれまでの不法投棄の動向を見て、最初小さなごみがちょっと放っておくうちに、どんどんごみが増えていくわけです。だから、まずごみがあったら、それをまず早期に片づけていくことだと思います。それから、もう一つありますのは、今、市の環境部が見て、これは建設部だ、これは経済部だと、それぞれの部署にもちろんまたお金がかかりますから、すぐ引き取れないといういろいろな問題があったと思うのですが、けっきょくそれは1週間投げられたり、2週間投げられたり、こういったことで、非常に市民から苦情になっていたと思えます。

そういった意味では、私どもとしては、今回、庁内で連絡会議をつくります。それから、見たときにすぐにそれを撤去できる体制づくりというものを、どうやってつくっていったらいいのか。それはもちろんお金がかかっていくことだというふうに私は思っておりますが、そういう体制づくりをするのだということが、その決意の表れが、今回私どもあえて不法投棄の撤去の強化ということに表しているつもりでございます。これは今までの市民懇話会の中でも、やはり皆さんから、とにかくいつまでたっても汚い状態が進んでいると、何とかしてほしいと、こういった強い要望がございますので、我々もいろいろな知恵を出しながら、庁内の中で検討しながら、不法投棄をまずさせない、それから不法投棄物があった場合には、早期にそれを撤去する、より良い環境を市民の皆さんに味わってもらおう、こういったことを訴えながら市民の皆様とも進めていきたいと思えます。

委員長

市民クラブの質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時32分

再開 午後 6 時02分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

共産党、若見委員。

若見委員

日本共産党を代表しまして、陳情第25号を除き、そのほかの継続審査中の案件に対して、願意妥当、採択を主張する討論を行います。

陳情第44号容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書提出方については、今議会で家庭ごみ有料化が賛成多数で決められましたが、この議論の中で、ごみ減量のためには、ごみとなるものを製造しない、使用しないことをまず最優先することがごみ減量の王道であることが明らかになりました。したがって、陳情の趣旨である同法を見直し、収集・分別・保管の費用を製品の価格に含めること、また、リデュース、リユース、リサイクルの優先順位でごみ減量を推進することを盛り込むことが当然です。

陳情第33号は、生活保護の国庫負担等の引下げに反対する意見書提出方についてです。地方6団体も負担金を引き下げるなら、事務を返上すると述べているように、住民に直接的に責任を負う自治体として容認できないものです。

そのほかの継続審査中の陳情についても、これまで述べてきたように願意は妥当であり、重ねて採択を主張して討論を終わります。詳しくは本会議で行います。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第44号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第33号及び第48号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第12号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第7号及び第37号について、採決いたします。
いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。
採択と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。